

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本県では、平成 17(2005)年度から 10 年間にわたり、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づき、和歌山県次世代育成支援行動計画（前期・後期）を策定し、各種施策を推進しました。さらに平成 27（2015）年度からは、子ども・子育て支援法による新たな制度の創設にあわせ、計画期間を平成 31（2019）年度までの 5 年間とした「紀州っ子健やかプラン」を策定し、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法に基づく計画を一体として、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進することを基本理念として取り組んできました。

また、市町村においても、同じく平成 27（2015）年度から 5 年間の子ども・子育て支援事業計画を策定し、子ども・子育て支援制度の実施主体として、それぞれの家庭や子供の状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備するなど、県と市町村が連携して子育て支援を充実させてきたところです。

このたび、「紀州っ子健やかプラン」が計画期間である 5 年間を経過するのに伴い、平成 29（2017）年に策定した「和歌山県長期総合計画」にも掲げている「未来を拓く子どもを育てる環境づくり」を進めるため、出生数の減少、女性の就業率の上昇などの状況の変化や、関連する様々な施策の動向を踏まえた子育てに関する新しい計画を策定することとしました。

### 2 計画の性格及び位置付け

この計画は、次の（1）から（3）の計画として位置付けます。

- （1）子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づく「子ども・子育て支援事業支援計画」
- （2）次世代育成支援対策推進法第 9 条の規定に基づく「行動計画」
- （3）母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」

また、この計画は和歌山県長期総合計画の実施計画として、和歌山県地域福祉推進計画、和歌山県保健医療計画、和歌山県健康増進計画、和歌山県障害福祉計画、和歌山県子ども・若者計画、和歌山県男女共同参画基本計画、和歌山県教育振興基本計画その他の関係計画等との調和・連携を図り、実施していくものとします。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度までの 5 年間とします。

# 第1部 計画策定の背景と基本的方向

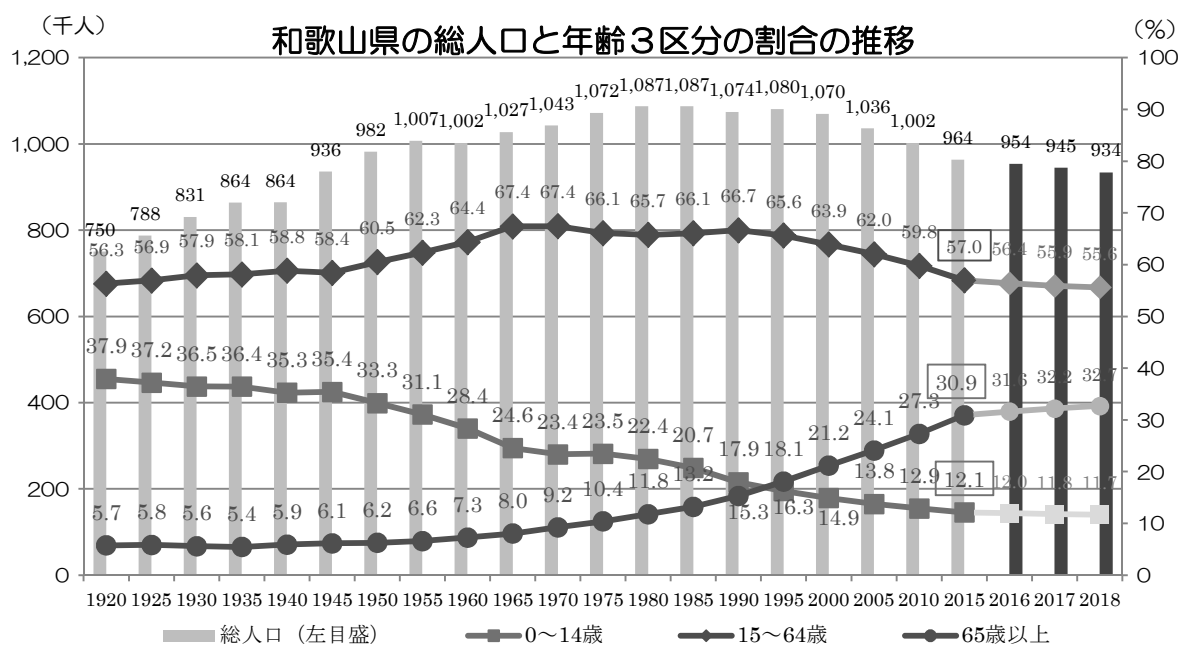
## 第1章 計画策定の背景

### 1 本県における子供や子育て環境の現状

#### (1) 総人口の推移

和歌山県の総人口は、昭和60（1985）年の1,087,206人をピークとして、平成12（2000）年からは減少局面に入り、急速に人口減少が進んだ結果、平成30（2018）年には934,051人となっています。

「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「高齢人口（65歳以上）」の構成比を全国と比較してみると、「年少人口」「生産年齢人口」の減少と「高齢人口」の増加が顕著にみられます。



資料：総務省『国勢調査』, 2016年以降は10月1日現在の人口推計

### ■年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

区分	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
0～14歳	192,839	175,660	159,496	142,670	128,005	<b>116,412</b>
15～64歳	716,161	709,092	683,805	642,428	594,573	<b>546,279</b>
65歳以上	164,552	195,575	226,323	249,473	270,846	<b>296,239</b>
総人口	1,074,325	1,080,435	1,069,912	1,035,969	1,002,198	<b>963,579</b>

資料：総務省『国勢調査』

### ■年齢3区分別人口割合の全国との比較

(単位：%)

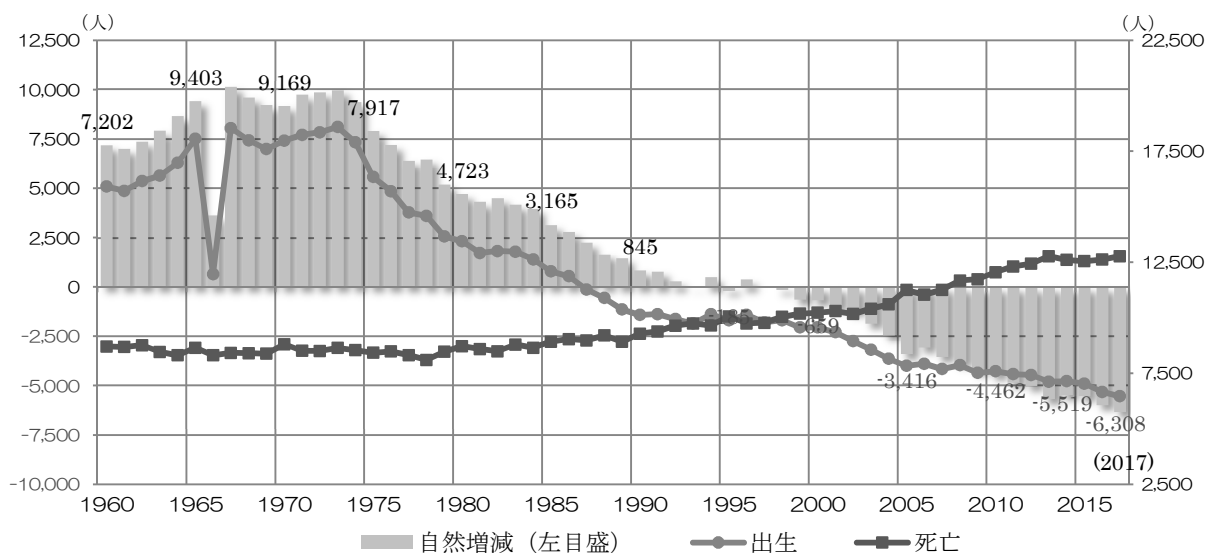
区分		平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
年少人口比率 (0～14歳)	和歌山県	16.3	14.9	13.8	12.9	<b>12.1</b>
	全国	15.9	14.6	13.8	13.2	<b>12.6</b>
生産年齢人口比率 (15～64歳)	和歌山県	65.6	63.9	62.1	59.8	<b>57.0</b>
	全国	69.4	67.9	66.0	63.8	<b>60.7</b>
高齢人口 (65歳以上)	和歌山県	18.1	21.2	24.1	27.3	<b>30.9</b>
	全国	14.5	17.3	20.2	23.0	<b>26.6</b>

資料：総務省『国勢調査』

## (2) 人口動態

### ア 自然動態

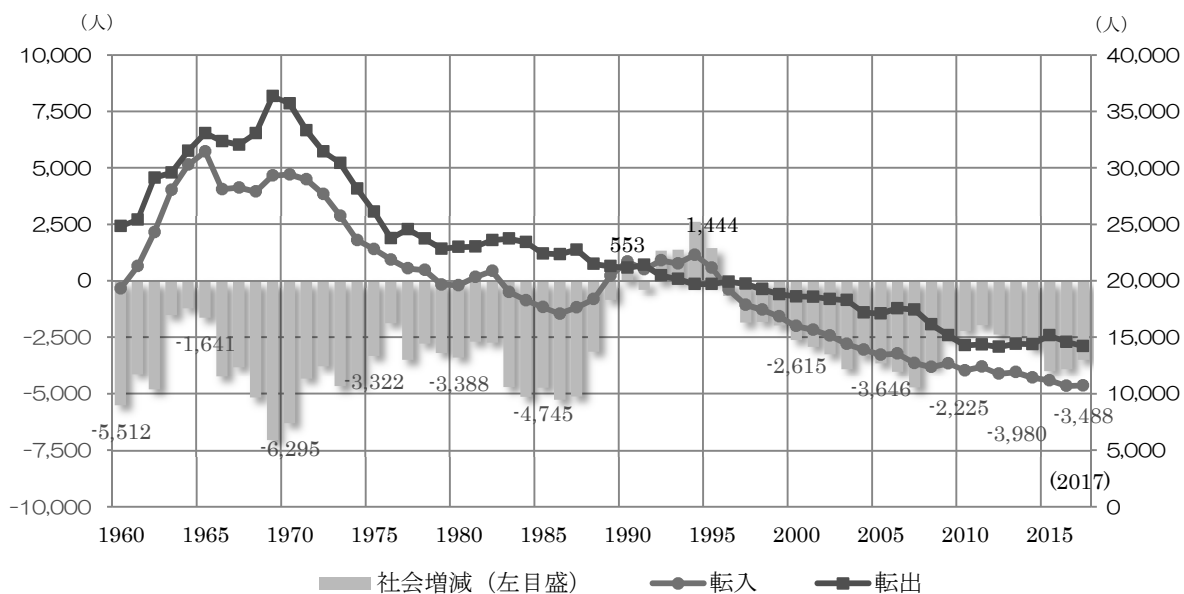
平成10(1998)年以降、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、平成14(2002)年に初めて自然減が1,000人を超え、その後も減少傾向が加速して進み、平成27(2015)年には6,308人の減少となっています。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

### イ 社会動態

第二次世界大戦後、全国的に地方から大都市圏への人口集中が進む中、本県においても若年層を流心に県外への人口流出が進みました。その後、一時的に転入超過となったものの、平成8(1996)年から再び転出超過が続いています。

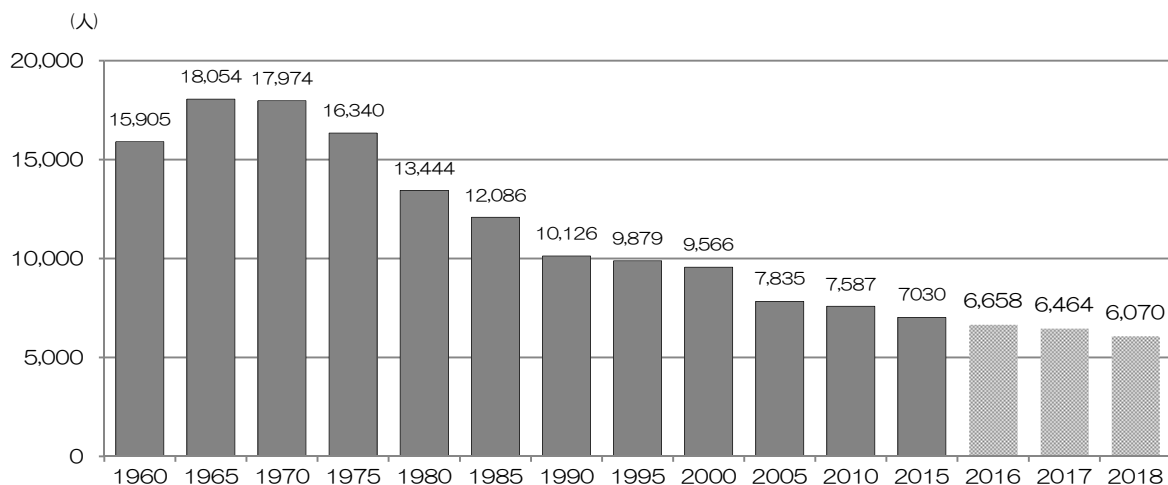


資料：総務省『住民基本台帳人口移動報告』

### (3) 出生の状況

#### ア 出生数

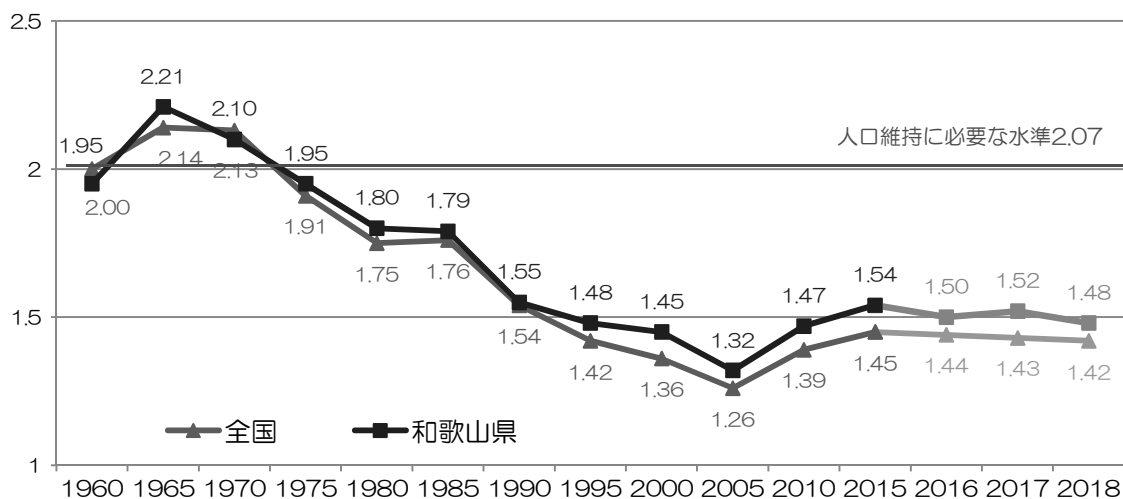
平成 30 (2018) 年の出生数は 6,070 人となり、昭和 40 (1965) 年の 18,054 人と比較すると 1/3 にまで激減しています。昭和 50 (1975) 年生まれが 40 歳になった平成 27 (2015) 年以降は、3 年間で約 1,000 人減少するなど出生数の減少が加速しており、親世代の人口が少なくなるため、今後も出生数が減ることが見込まれます。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

#### イ 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子供の数の推計値である合計特殊出生率は、平成 17 (2005) 年以降回復傾向にあります。人口を維持するのに必要とされる 2.07 を大きく下回っています。

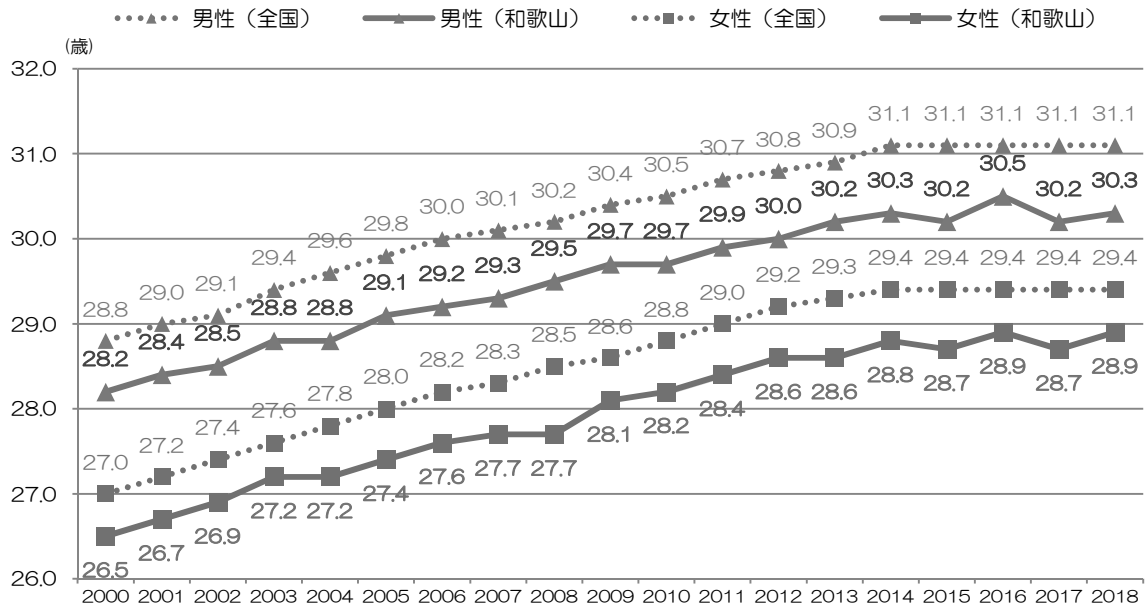


資料：厚生労働省『人口動態統計』

## (4) 婚姻の状況

### ア 平均初婚年齢

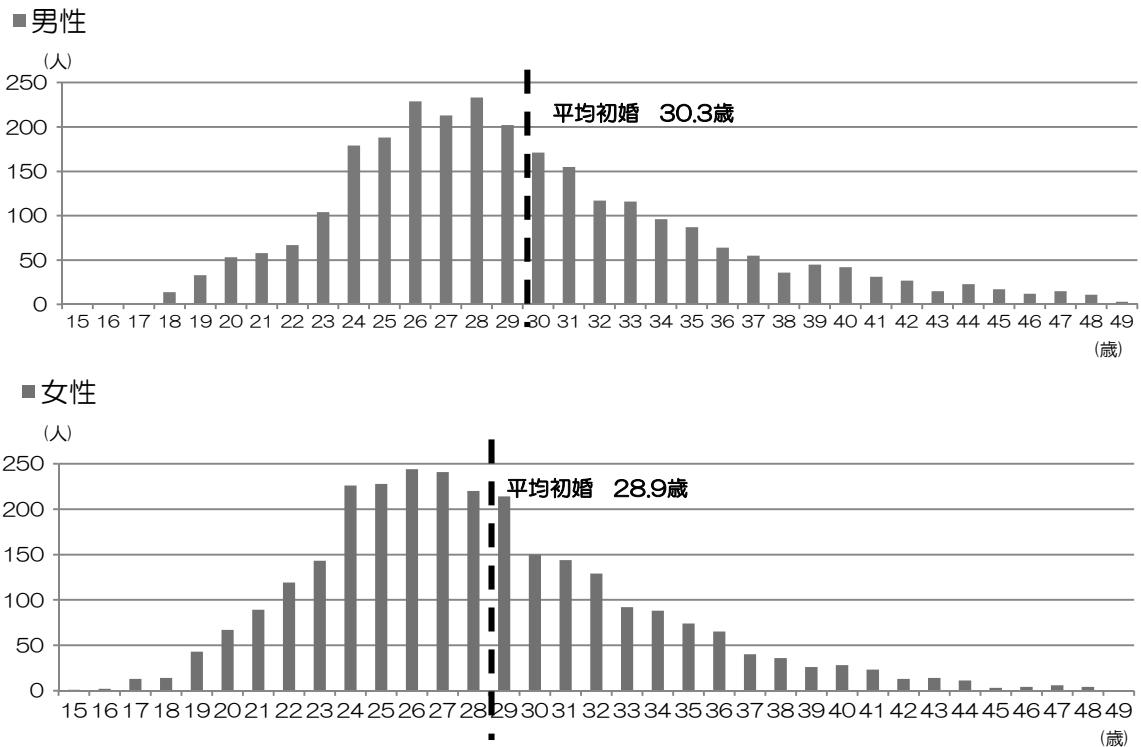
男女とも全国平均は下回っていますが、平成 12 (2000) 年からの 18 年間で男性で 2.1 歳、女性で 2.4 歳上昇しています。



資料：厚生労働省『人口動態統計』

### イ 初婚者の年齢別人数

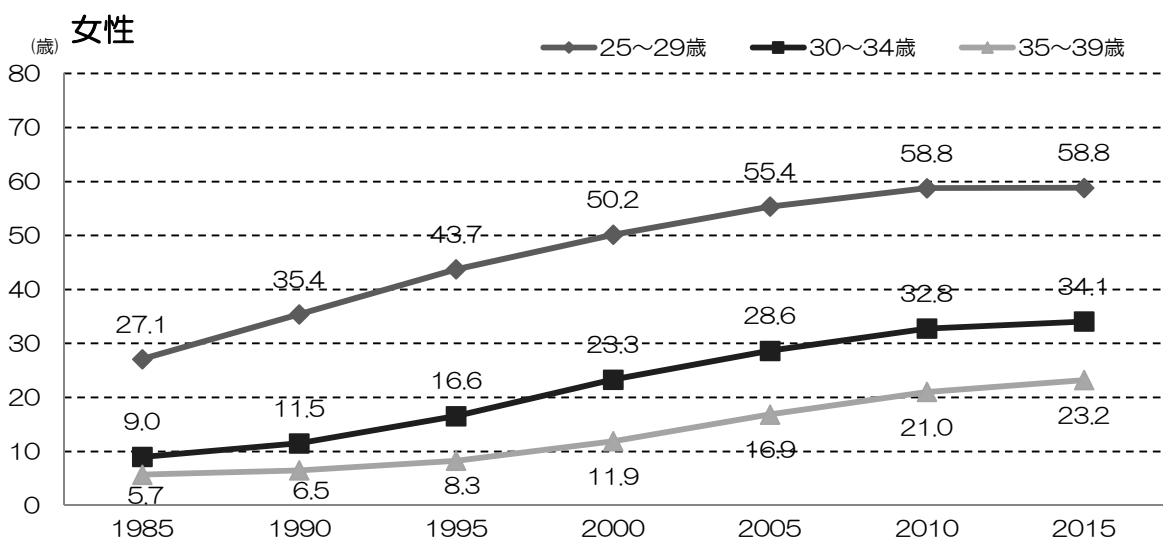
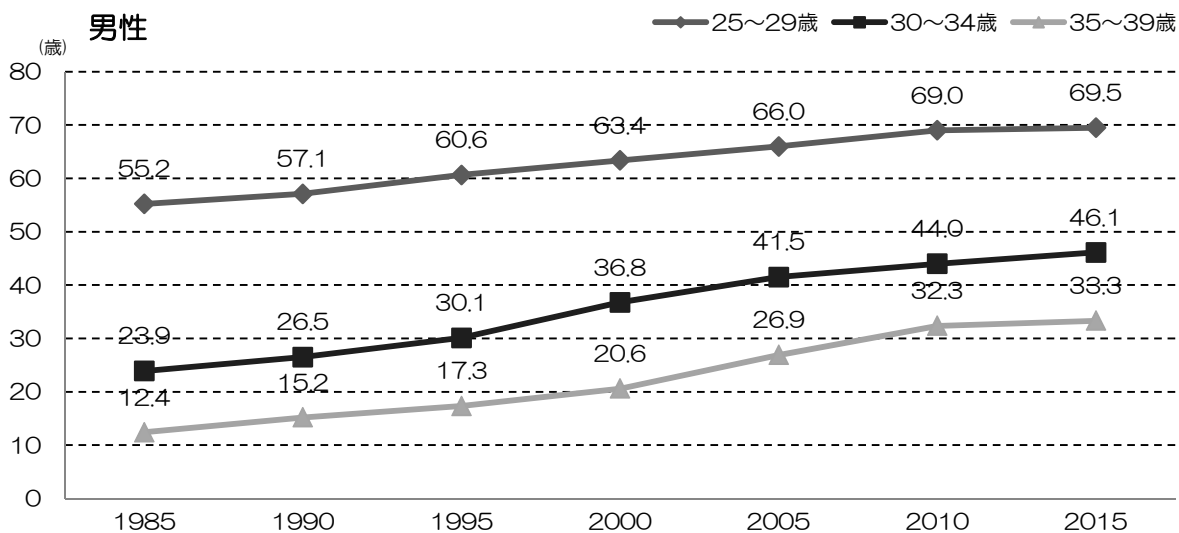
平成 29 (2017) 年の初婚者の年齢別人数をみると、男女とも 20 代半ば～後半に結婚する人が多く、30 歳を超えてから結婚する人数は少なくなっています。



資料：厚生労働省『2017年人口動態統計』

## ウ 年齢別未婚率の推移

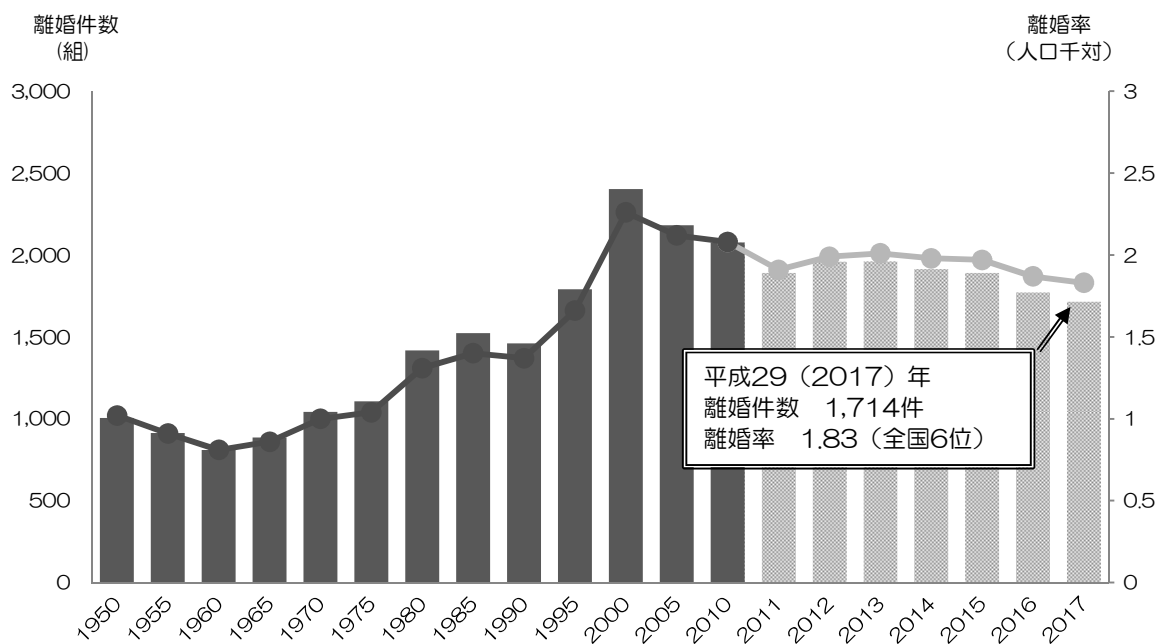
男女とも、未婚率（一度も結婚していない人の割合）が上昇しており、35歳～39歳の未婚率は、30年前と比較して男性で20.9ポイント、女性で17.5ポイント増えています。



資料：総務省『国勢調査』

## エ 離婚件数と離婚率の推移

本件の離婚件数は、昭和 37 (1962) 年以降緩やかな増加傾向にあり、特に平成元 (1989) 年以降は件数、率ともに急激に増加しましたが、平成 14 (2002) 年をピークに減少傾向になっています。



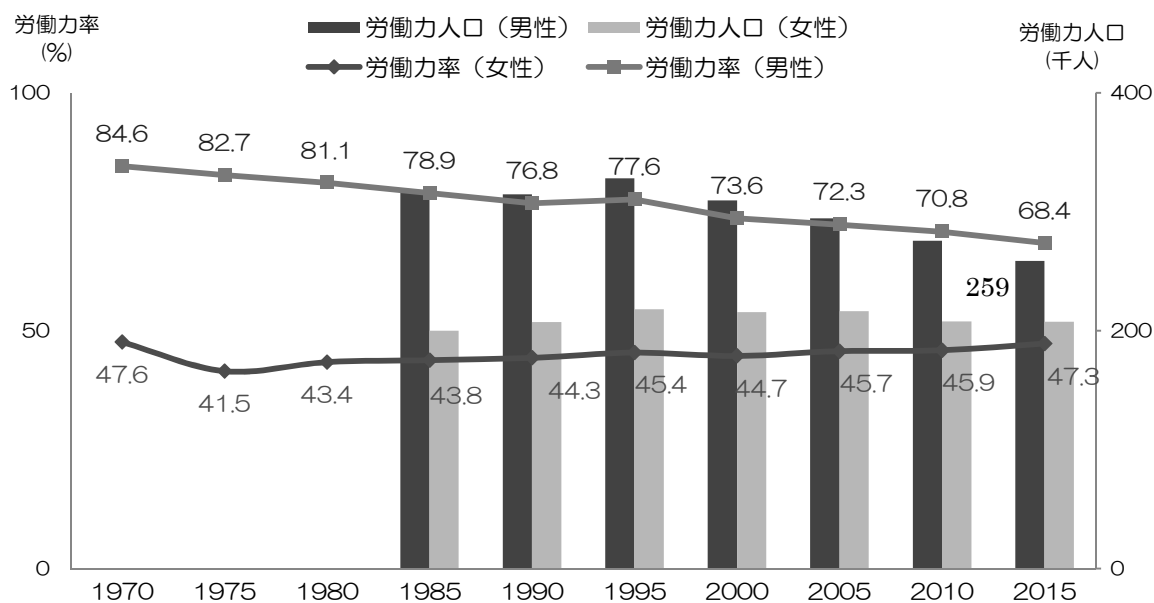
資料：厚生労働省『人口動態統計』



## (5) 労働関係の状況

### ア 男女別労働人口の推移

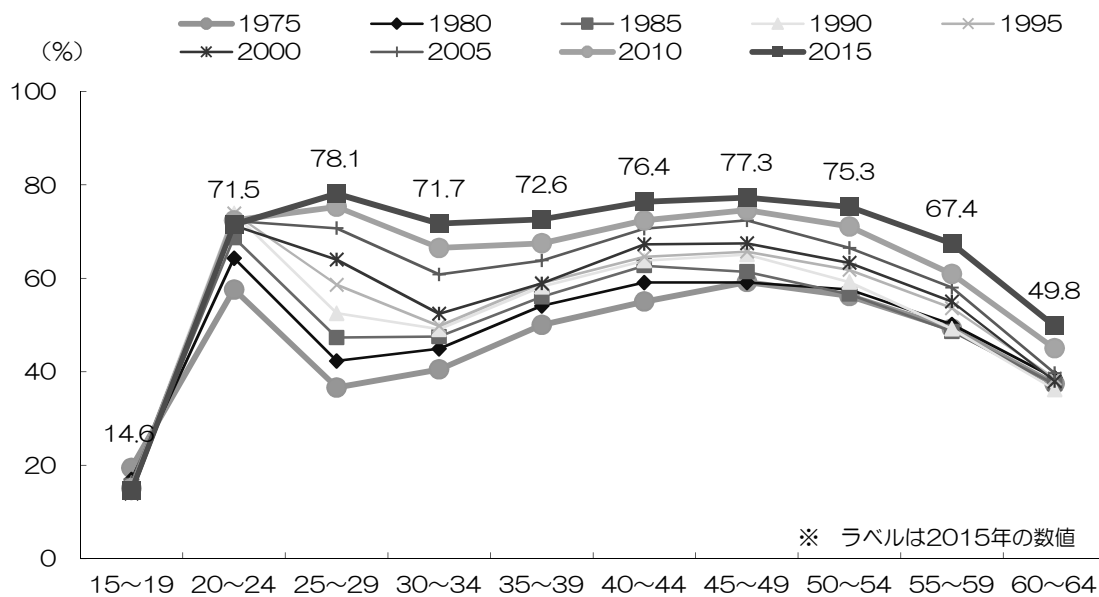
労働力人口（就業者と完全失業者）は、高齢化の影響もあり男女とも減少傾向にあります。労働力率（15歳以上の人口のうち労働力人口の割合）は、男性が低下する一方で女性は上昇しています。



資料：総務省『国勢調査』

### イ 女性の年齢階級別労働力の推移

昭和 50（1975）年から平成 27（2015）年までの推移をみると、M 字カーブの谷の部分は「25～29 歳」の層から「30～34 歳」に移行し、その後大幅に緩やかになってきています。

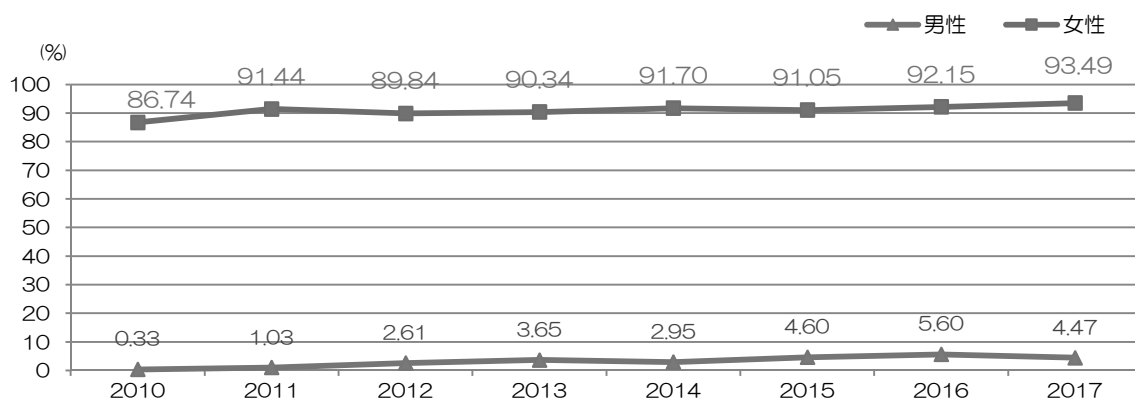


※ ラベルは2015年の数値

資料：総務省『国勢調査』

## ウ 育児休業取得率の推移

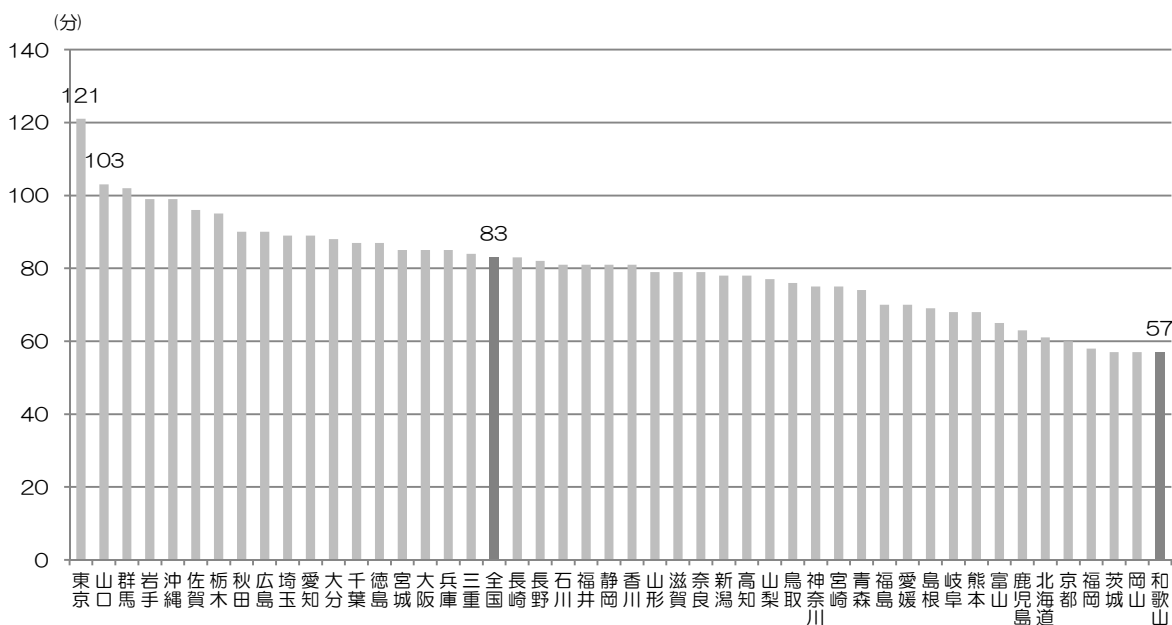
男女ともに取得率は上昇しているものの、男女間で歴然とした差異があり、男性の育児休業取得率は依然として低い状況です。



資料：県「和歌山県労働条件等実態調査」

## (6) 男性の家庭での家事・育児状況

日本は世界的にみて男性の家事・育児時間が少ない国ですが、都道府県別にみると、本県は最も少ない状況です。

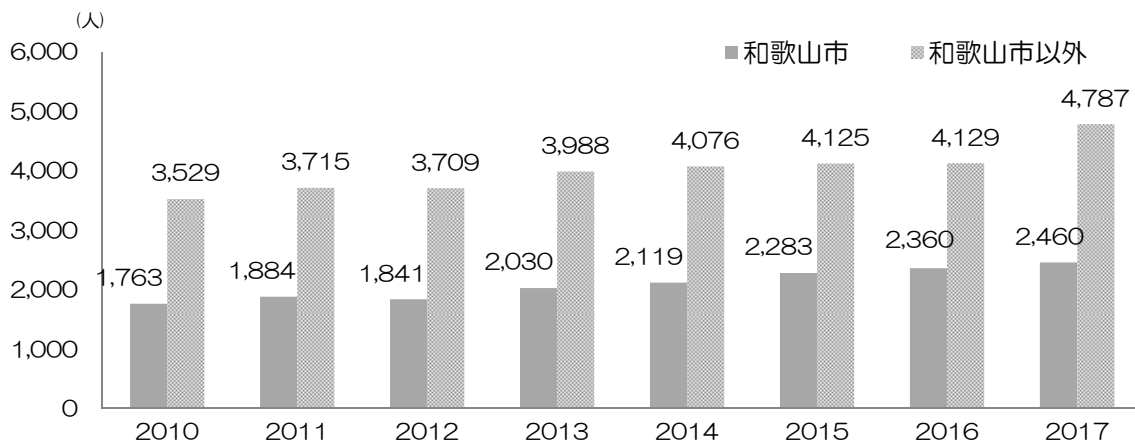


資料：総務省 平成28（2016）年度『社会生活基本調査』

## (7) 保育サービス等の利用状況

### ア 保育所における3歳未満の低年齢児の受入状況の推移

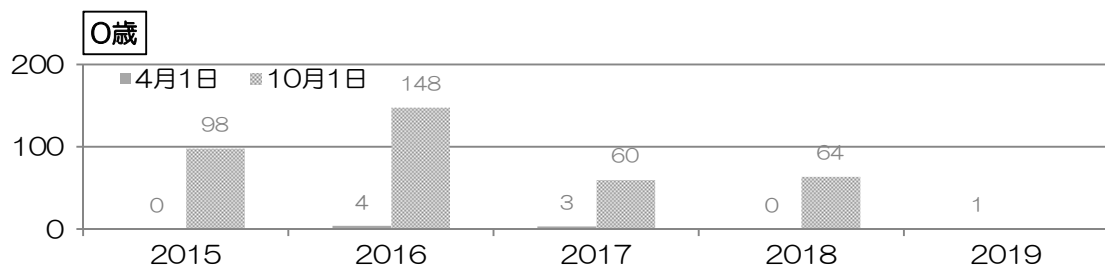
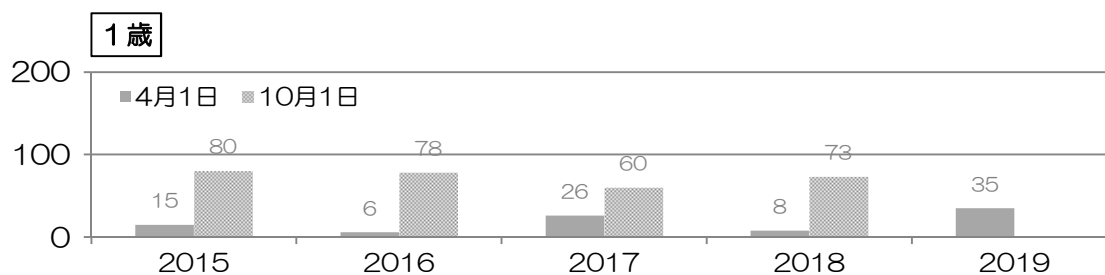
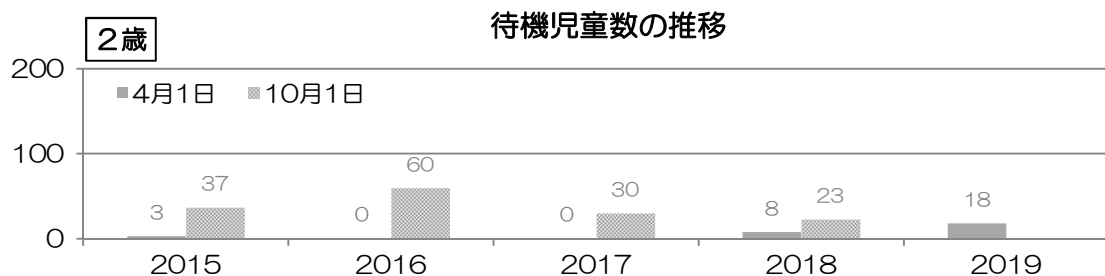
3歳未満の低年齢児の保育ニーズが増加しており、保育所の受入人数を平成29(2017)年度と平成22(2010)年度で比較すると、人数では1,955人、割合では36.9%増加しています。



資料：厚生労働省『福祉行政報告例』

### イ 保育所の待機児童数

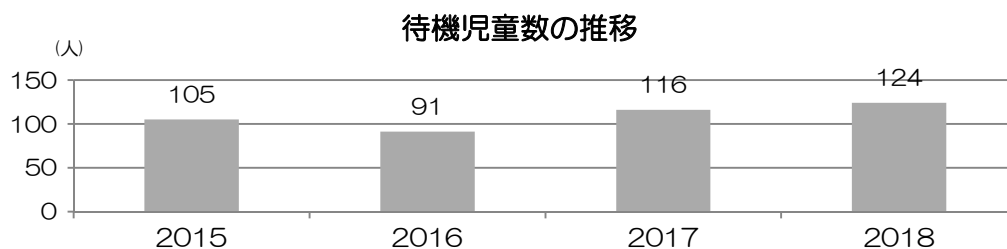
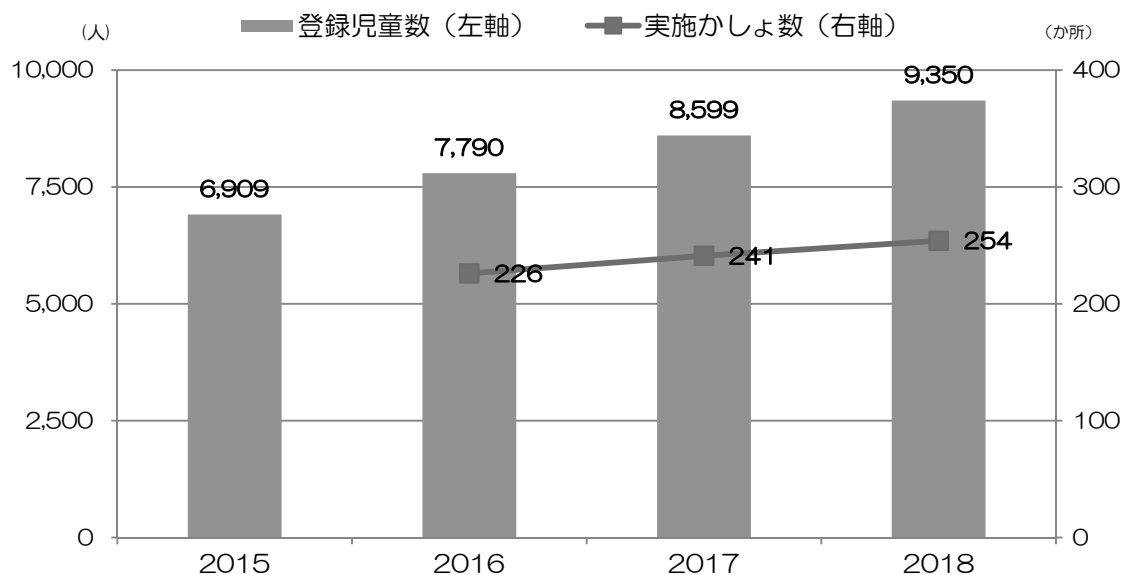
本県では、3～5歳の待機児童はありませんが、3歳未満児について待機児童が出ています。受入体制の整備により平成29(2017)年にはやや減少しましたが、依然として、特に年度途中に待機児童が出ている状況です。



資料：県子ども未来課調べ

## ウ 放課後児童クラブの実施状況

共働き世帯が増えたことで、小学生の保育ニーズが高まっており、本県においても、登録児童数が増加傾向にあります。受入体制の整備も進めているところですが、それ以上に希望者が増えてきており、待機児童も発生している状況です。

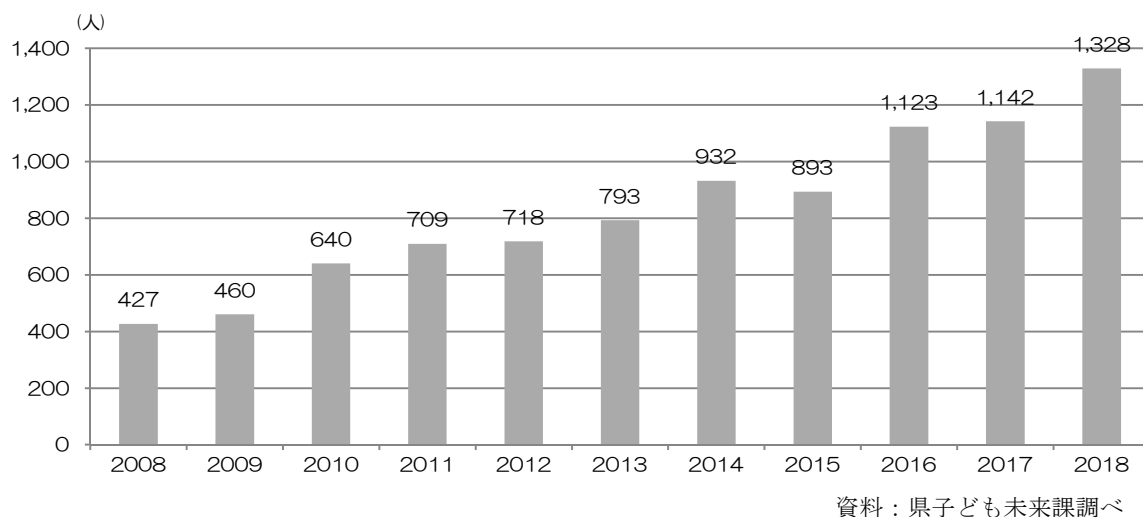


## (8) 子供をめぐる問題

### ア 児童虐待の相談受付件数の推移

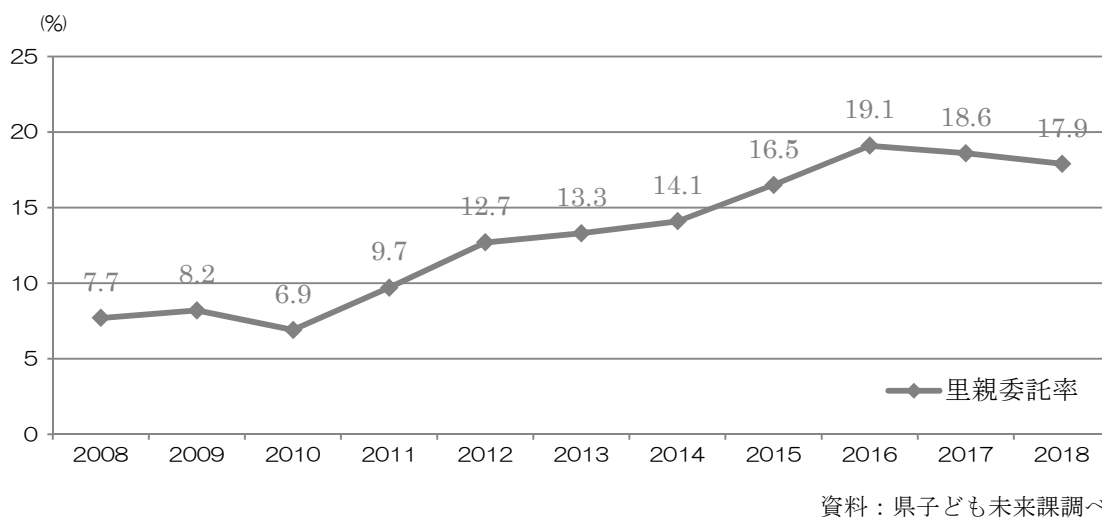
県内2か所の児童相談所に寄せられた虐待に関する相談受付件数は年々増加しており、平成30(2018)年度には1,328件の相談がありました。

相談件数増加の背景として、核家族化が進行し、保護者の養育力の低下や子育ての孤立化等が考えられます。また、児童虐待防止法や児童福祉法の改正により、子供の虐待に対する地域住民の認識が高まったことも、相談件数の増加に繋がっていると考えられます。



### イ 里親委託率の推移

措置された子供たちが家庭的な養護環境で暮らしていくために、里親及びファミリーホームへの委託を進めています。里親委託率は増加していますが、措置された子供たち全体の約2割弱にとどまっている状況です。



## 2 「紀州っ子健やかプラン」の実施状況

		指標の内容	計画策定時	現状	目標値
	認定こども園	設置した市町村数 施設数			
地域・子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	実施市町村数			
	地域子育て支援拠点	実施市町村数			
	妊婦健康診査	実施市町村数			
	乳児家庭全戸訪問	実施市町村数			
	養育支援訪問	実施市町村数			
	子育て短期支援	実施市町村数			
	ファミリー・サポート・センター	実施市町村数 (圏域数)			
	一時預かり	実施市町村数			
	延長保育	実施市町村数			
	病児保育	実施市町村数 (圏域数)			
	放課後児童クラブ	実施市町村数 (か所数)			

## 第2章 基本的方向

### 1 基本理念

本計画は、「紀州っ子健やかプラン」の基本理念を継承し、全ての子供が自らの人権を大切にすることを知るとともに、一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育む子育て環境づくりを推進していくことを基本理念とします。

### 2 基本的視点

基本的視点についても、「紀州っ子健やかプラン」の7つの視点を継承します。

#### ◇ 子供一人一人の人権を尊重する視点

子供は親との関係を通して、人への基本的な信頼関係や自尊感情を育み、それを基盤として社会の中で成長していくことができます。

一方、以前は、ごく自然に機能していた地域の互助機能が弱体化し、子供は社会の子であるとの認識が乏しくなっています。家庭や社会が子供を権利の主体としてとらえ、子供が「社会の子」として成長していくために、「すべての子供の人権の尊重」を推進します。

#### ◇ 全ての子供や子育て家庭を対象とする視点

障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子供やその家族を含め、全ての子供や子育て家庭を対象とします。

#### ◇ 社会全体で子育てを支援していく視点

子供の健やかな育ちと子育てを支えることは、子供や保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎となる重要なものであることから、社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現を目指します。

#### ◇ 子供の健やかな発達を保障する視点

乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえた上で、子供の育ちについて十分理解し、一人一人の発達に応じた適切な保護者の関わりや質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うことを目指します。

#### ◇ 親育ちの過程を支援する視点

子供の育ちや子育てをめぐる状況が厳しい中で、負担や不安、孤立感を抱えながら子育てを行っている人々が増加しています。本来、子育てとは、日々成長する子供の姿に感動しながら、親もまた親として成長することに大きな喜びや生き甲斐をもたらす営みです。親が親として、その責任を果たしながらも、一方で子育ての喜びを享受することができるよう、社会全体で、親の育ちの過程を支援します。

◇ **仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点**

家事や育児、地域との関わりなどは、子育て世帯を含め人々の暮らしに欠かせないものであり、仕事と生活が充実してこそ豊かさが実感できます。このため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。

◇ **結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点**

希望する人が、結婚し、安心して子供を産み育てることができる社会を実現するため、結婚から、妊娠、出産、育児までの、切れ目のない支援を行います。



## 第2部 具体的施策の展開

### 第1章 教育・保育等の推進

#### 1 区域の設定

本計画における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容を設定する単位となる区域（都道府県設定区域）の設定に当たっては、①保育所の認可権限を県から市町村に移譲しており、広域的な見地に基づく認可を行う余地がないこと、②市町村がそれぞれの主体性に基づき、教育・保育の供給等の事業を実施することが望ましいこと、③保育所及び幼稚園の広域利用が必要な場合においても各市町村間で調整が行われていること、以上の3点を考慮し、引き続き1市町村1区域とします。

#### 2 教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

##### （1）各年度における教育・保育の量の見込み

各市町村は、子ども・子育て支援事業計画に掲載する各年度における教育・保育の量の見込みの算定に当たり、住民に対して教育・保育施設の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況に関する調査を実施しました。その結果に基づいて算出した量の見込みを、「地方版子ども・子育て会議」での審議等を経て、最終的な量の見込みとしています。

本計画においては、県設定区域を各市町村区域として設定しているため、各市町村の計画における数値が、県が設定した区域ごとの数値となります。

##### （2）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等

市町村では、地域の実情や多様なニーズに応じた提供体制の確保に努めており、国が定める「子育て安心プラン」に基づき、令和2（2020）年度末までに量の見込みに対応する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を整備・実施することを目指し、各年度における提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めています。

県全域の教育・保育の量の見込み及び確保方策は、次ページのとおりです。

（※市町村ごとの教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容については、巻末に掲載）

教育・保育の量の見込み及び確保方策（イメージ）

	令和2年度				令和3年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1~2歳	0歳			1~2歳	0歳
量の見込み								
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 （特定教育・保育施設）							
	確認を受けない幼稚園							
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育（特定地域型保育 事業）							
	離島その他の地域において特例保育 を実施する施設							

	令和4年度				令和5年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			1~2歳	0歳			1~2歳	0歳
量の見込み								
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 （特定教育・保育施設）							
	確認を受けない幼稚園							
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育（特定地域型保育 事業）							
	離島その他の地域において特例保育 を実施する施設							

	令和6年度			
	1号	2号	3号	
			1~2歳	0歳
量の見込み				
確保方策	認定こども園・幼稚園・保育所 （特定教育・保育施設）			
	確認を受けない幼稚園			
	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型 保育、事業所内保育（特定地域型保育 事業）			
	離島その他の地域において特例保育 を実施する施設			

<用語説明>

1号	3歳から5歳で、幼児期の学校教育を希望し、その認定（1号認定）を受けた子供 （利用先：幼稚園、認定こども園）
2号	3歳から5歳で、保育を必要とし、その認定（2号認定）を受けた子供 （利用先：保育所、認定こども園）
3号	0歳から2歳で、保育を必要とし、その認定（3号認定）を受けた子供 （利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等）
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度の適用を受けず、私学助成により運営される幼稚園
離島その他の地域において 特例保育を実施する施設	へき地保育所（児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地 域に設置される、児童を保育するための施設）

### 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

#### (1) 認定こども園の普及に係る考え方

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園の周知・広報を図り、認定こども園の新設や既存施設から認定こども園への移行が円滑に実施されるよう、市町村及び施設に対し、必要な助言等を行います。

#### (2) 県設定区域ごとにおける計画期間内の認定こども園の目標設置数及び設置時期

区域名	現状)	計画期間内の目標設置数	設置時期
和歌山市			
海南市			
橋本市			
有田市			
御坊市			
田辺市			
新宮市			
紀の川市			
岩出市			
紀美野町			
かつらぎ町			
九度山町			
高野町			
湯浅町			
広川町			
有田川町			
美浜町			
日高町			
由良町			
印南町			
みなべ町			
日高川町			
白浜町			
上富田町			
すさみ町			
那智勝浦町			
太地町			
古座川町			
北山村			
串本町			

### **(3) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の事情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方**

上記(1)とも関連し、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行の認可又は認定の申請があった場合に、教育・保育が供給過剰となっている地域においても認可・認定を行えるよう、各市町村の教育・保育の必要利用定員総数に需要数として積み増す「県計画で定める数」を定めることとします。

また、引き続き子ども・子育て支援新制度に関する窓口を設置し、幼稚園及び保育所から認定こども園に移行するに当たって必要となる手続や利用可能な補助制度等についての助言を行います。

### **(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携**

教育・保育施設である認定こども園、幼稚園、保育所には、地域の子ども・子育て支援について中核的な役割を担うことが期待されています。

地域型保育事業を利用する子供については、原則として満3歳までしか利用できないため、満3歳以降についても引き続き教育・保育の提供が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業者が相互に連携することが必要です。

県としても、市町村の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携が図られるよう取り組みます。

### **(5) 幼児期の教育と小学校教育の連携・円滑な接続の推進**

幼稚園・保育所・認定こども園の保育者と小学校教員が会する研修会を実施するとともに、地域の幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の職員同士の交流・意見交換や子供同士の交流活動等、幼小の交流・連携を推進し、幼児教育と小学校教育の特性や違い等、相互理解を促進します。

また、接続期のカリキュラムの編成・実施について学ぶ機会を設け、各園・所及び小学校において、子供の発達や学びの連続性を踏まえた指導が充実するよう、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。

#### 4 市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業の推進

子ども・子育て支援新制度においては、市町村が実施主体となって、以下の「地域子ども・子育て支援事業」（法定13事業）が行われます。県は、これらの事業を実施する市町村を支援するとともに、事業実施に向けての市町村への助言や、市町村単位での実施が困難な場合は広域化による実施の調整を行うなどにより、事業の実施促進を図ります。

また、県においては目標数値を設定し、各事業の推進を図ります。なお、目標数値については、市町村が行ったニーズ調査を基本に設定したほか、他の計画で目標が設定されているものについては、その数値を用いています。

##### (1) 利用者支援事業

子供や保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

##### (2) 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

##### (3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
公費助成を14回実施する市町村数			

##### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

### (5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

### (6) 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

### (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数 (圏域数)			

※圏域 和歌山市及び振興局単位の区域

### (8) 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

### (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子供について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数			

### (10) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数 (圏域数)			

※圏域 和歌山市及び振興局単位の区域

### (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

指標等 現状(平成25年度) 目標年度 目標数値

指標等	現状	目標年度	目標数値
実施市町村数 (か所数)			

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者において、実費徴収を行うことができるとされている①食事の提供に要する費用、②日用品・文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

## 5 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質向上のための措置

### (1) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の確保

人材の確保については、保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援するとともに、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。また、保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

なお、幼保連携型認定こども園に従事する「保育教諭」は、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許、資格を有することが求められることから、片方の免許・資格しか持たない者の免許・資格取得を引き続き支援します。

教育・保育を行う者の必要見込み人数

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育教諭					
保育士					
幼稚園教諭					
保育従事者 ※1					
家庭的保育者 ※2					
家庭的保育補助者 ※3					
家庭的保育者 ※4					

※1 小規模保育事業B型における保育従事者

※2 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

※4 居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

### (2) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の資質及び専門性の向上

幼稚園・保育所・認定こども園、公・私立の種別や地域の枠組みを超えて情報の共有を図り、施設間の横の連携や小学校教育との縦の連携・接続の視点も含め、質の高い教育・保育の提供を担う人材の育成に努めていきます。

#### ア 幼稚園・保育所・認定こども園関係職員合同研修

- 幼稚園・保育所・認定こども園の現状や今日的課題に応じた研修の提供等、研修内容を充実します。
- 研修対象者の職務や経験に応じた、幼稚園、幼保連携型認定こども園の法定研修を実施します。
- 各市町村での幼保合同研修を推進します。

#### イ 各施設への訪問指導など

- 幼児教育に係る専門的な知見を有する幼児教育アドバイザーが各施設を訪問し、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出す環境構成や、保育者の役割等について指導・助言を行います。
- 参考となる事例を掲載した冊子を作成し、その普及・啓発を行います。
- 教育・保育にかかる全体的な計画や指導計画の作成について支援します。
- 設定した目標や計画の達成状況や取組の適切さを確認する自己評価、関係者評価、第三者評価等の実施を促進し、カリキュラム・マネジメントによる質の向上を図ります。



#### ウ 保育士のキャリアアップ研修

保育士が職務内容に応じた専門性の向上に目標を持って取り組めるよう、リーダー的職員となるために必要な専門性の向上を図るための研修を開催します。

### (3) 地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上

#### ア 放課後児童クラブ認定資格研修

放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得するための研修を開催します。

#### イ 子育て支援員研修

放課後児童クラブの補助員や一時預かり事業の従事者、地域子育て支援拠点事業の専任職員など、子育ての担い手となるために必要な知識を習得するための研修を実施します

### (4) 人権保育・教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であり、この時期に一人一人の子供の人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは極めて重要です。このため、県同和保育基本方針に基づいて取り組んできた同和保育の成果を踏まえ、人を大切にし、思いやる心や人権を大切にする保育・教育を推進していきます。

保育所及び幼稚園等の職員は、人権保育・教育の推進のため、同和問題・障害児（者）・外国人・児童虐待などの人権問題について、正しい理解と認識を深めることが重要です。このため、人権研修や日々の保育・教育活動を通じて職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な知識と指導力を持った人材の確保に努めます。

保育所及び幼稚園等における保育・教育は、家庭との連続性に留意して行われるべきであり、家庭の環境や地域の実態を十分に考慮しながら、子供の状況に応じた保育・教育実践の課題を明確にして行う必要があります。このため、保護者並びに学校などの地域の関係機関をはじめ、住民が一体となった保育・教育の推進に努めます。

## 6 市町村の区域を越えた広域的な見地から行う調整

市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われているなど、必要な場合には、教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村間での調整が整わない場合、関係市町村からの依頼に応じて広域調整（市町村間の調整）を行います。

## 7 教育・保育情報の公表

子ども・子育て支援法において、特定教育・保育提供者は、その提供する教育・保育に係る情報（教育・保育の内容、教育・保育を提供する施設、事業者の運営状況）を、知事に報告することとされています。

子供の保護者が特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を適切かつ円滑に利用できるようにするため、県は、これらの情報を県ホームページに掲載することなどにより、公表することとします。

## 第2章 困難を抱える家庭等へのきめ細やかな対応と自立支援

### 1 児童虐待への対応強化と要保護児童への支援

#### (1) 児童虐待の発生予防

##### 現状と課題

平成30(2018)年度に県の児童相談所へ寄せられた虐待相談のうち、最も多いのは警察453件(34.1%)、次に市町村198件(14.9%)、次いで近隣・知人153件(11.5%)となっています。

家庭の状況の変化に気づきやすい近隣・知人からの通告については、平成19(2007)年度の21件(4.2%)から増えてきており、これまで実施してきた児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等についての広報・啓発による効果が出ていると考えられます。

一方で、国の「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」の報告(以下「検証委員会報告」という。)では、平成28(2016)年度の虐待による死亡事例(心中以外)は49例(49人)で、そのうち0歳児の割合が65.3%(32人)と最も高くなっています。

死亡事例(心中以外)のうち75.5%について、死亡に至った事件の発生以前に虐待通告がなかったとされていることから、今後も児童虐待防止に向け、すべての児童の健全な心身の成長を促すため、広く県民に対し、児童虐待の基本的な知識、児童に及ぼす影響、発見した場合の通告義務や通告先、相談窓口等について、引き続き広報・啓発を行うことが必要です。

また、子育て家庭をとりまく環境は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、親族や地域からの支援が受けづらいものとなっており、保護者の育児に対する不安感や負担感を軽減するために、身近な場で日常的、継続的に子育てを支援する取組が必要です。

さらに、検証委員会報告によると、実母の抱える問題としては、「予期しない妊娠/計画していない妊娠」が49.0%(24人)、「妊婦健診未受診」が46.9%(23人)と高い割合を占めています。児童が今後、自身の子育てにおいて望ましい行動を取れるよう、正しい知識を持つための取組が必要です。

加えて、保護者が育てづらさを感じ負担を抱えやすい発達障害のある児童等への支援や、親子共に周囲に悩みを打ち明けにくい性暴力被害に対する支援も大切です。

##### 今後の取組

- ア 子育て家庭に身近な地域において、地域子育て支援拠点や子育て世代包括支援センターなどの支援体制や児童や保護者の相談体制を充実します。
- イ 市町村、学校等と連携し、乳幼児とのふれあい体験学習、望まない妊娠を防ぐための予防教育、デートDV防止啓発などを推進します。
- ウ 体罰や暴言による「しつけ」は、児童の成長に悪影響を及ぼすものであるため、児童福祉法等の改正も踏まえ、「子どもを健やかに育てるために～愛の鞭ゼロ作成～」等の教育資材を活用し、関係機関と連携し、広く周知するとともに、体罰によらない育児について啓発を行います。
- エ 子育て家庭における育児に対する不安や負担を軽減するため、市町村での保護者に対する育児方法等の研修や親支援プログラムなどの実施を促進します。
- オ 発達障害に関する理解を深めるため、県民に対する広報・啓発や、講演会、研修等を行います。

カ 性暴力被害について、心身の負担軽減、健康回復、警察への届出促進及び被害の潜在化防止を図るため設置した相談機関において、緊急医療（避妊医療等）が必要な場合の対応や心のケアなど、総合的な支援を行います。

キ 広報誌、マスメディア等を活用した広報啓発、児童や保護者、教育、保育士等を対象とした児童の権利擁護に関する研修などを実施し、児童虐待防止に向けた県民意識を醸成します。

ク 市町村の母子保健事業（新生児訪問、乳幼児健診など）を通じて支援を要する家庭を早期に発見し、適切な支援が行われるよう、市町村に対し技術的支援を行います

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
子どもと家庭のテレフォン110番	育児や子供の発達に心配・悩みをお待ちの方や、学校や友達のことなど負担や悩みを抱える子供たちの相談に、24時間365日体制で対応します。	子ども未来課
児童相談所全国共通ダイヤル189	育児や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子供を見つけた時など、近くの児童相談所につながります。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## （2）早期発見・早期対応

### 現状と課題

児童虐待の背景には、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えているケースや、産前産後の心身の不調、複雑な家庭環境等の問題があり、一つの機関だけでは十分状況を把握できない場合があります。こうした状況に対応するため、市町村などが実施する子育て支援事業等により家庭の状況を把握し、早期に必要な支援につなぐことが大切です。

また、児童虐待は、発見、対応が遅れると、児童の心身に大きな被害を及ぼし、最悪の場合は死に至ることもあることから、関係機関による速やかな情報共有が大切です。

現在、県内すべての市町村に児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会が設置されており、民間団体等も含めた幅広い関係機関での情報共有等を行っております。また、県と市町村とは、「和歌山の子・みまもり体制に関する協定書」を締結し、適切な役割分担のもと連携しています。複雑な生育歴や様々な価値観を持ち合わせる児童及び養育者に寄り添えるよう、専門的な知識を保有する人材の育成と人人体制の強化に努めるなど、児童相談所及び市町村の体制を充実することが必要です。

なお、平成28（2016）年度の児童福祉法改正により、医療機関、児童福祉施設、学校等が支援を要する家庭や妊婦等を把握した場合は、個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童相談所や市町村に情報を提供で

きるとされました。

### 今後の取組

- ア 支援をする児童等に接する機会が多い、医療機関、児童福祉施設、学校等の職員に対し、児童虐待の早期発見・早期対応の意識向上を図るとともに、市町村や児童相談所への情報共有を徹底するよう働きかけます。
- イ 学校、保育所・認定こども園、幼稚園、医療機関等からの児童虐待相談に対して助言・指導を充実させ、支援を必要とする児童や家庭に係る情報共有を行います。
- ウ 関係機関の協力を得て、通告をうけてから 48 時間以内に直接目視することを基本とする安全確認を行います。また、必要に応じて、警察への援助要請を行った上で、立入調査や臨検・捜索を行います。
- エ 市町村の要保護児童対策地域協議会において、支援を要する児童や家庭等に関する情報共有を徹底し、各機関による連携した支援を行います。
- オ 児童虐待相談対応を行っている児童が転入出した場合、適切な支援が継続して行われるよう、事案の引継を対面により確実にを行います。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
保育緊急確保（うち、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業を先行的に実施する市町村に対する補助を行います。	子ども未来課
市町村保健師等への研修会開催	助産師や市町村保健師等母子保健分野に携わる関係者への専門性の向上を図るための研修会を行います。	健康推進課

### 数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施（再掲）			
養育支援訪問事業の実施（再掲）			

## (3) 社会的養護の充実

### 現状と課題

児童相談所が相談対応等を行った児童のうち、約 5% の児童が里親や児童養護施設等で生活しています。できる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、原則として里親、ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）を優先するとともに、施設での養育もできる限り家庭的な環境で行えるように、小規模化等を進める必要があります。

児童養護施設等で生活している児童は、何らかの事情により家庭での養育が受けられなくなった児童であることから、信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送れるよう、児童養護施設等での虐待防止対策を徹底する必要があります。

## 今後の取組

- ア 里親会等と連携し里親制度の広報・啓発を行い、里親登録者数の増加を図ります。また、里親委託にあたっての調整、里親家庭への訪問指導等の支援をおこなう里親支援機関の拡充や、里親支援専門相談員の配置を促進します。
- イ 未委託里親を対象とした研修の実施や児童養護施設等における施設入所児童家庭生活体験事業を実施するとともに、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する専門里親の登録を推進するため、専門里親養成研修への参加を支援します。
- ウ 一定人数（5～6人程度）の児童の養育を行うファミリーホームの設置を促進するとともに、その質の向上に取り組みます。
- エ 児童養護施設等において、より家庭的な環境に近い少人数の集団による指導の実施や個室化等、各施設の状況に応じたケア形態の小規模化を促進し、児童の生活の質の向上を図ります。
- オ 里親やファミリーホーム、児童養護施設等の関係者に対して、児童の権利擁護に関する研修を行います。また、児童自身の権利に対する意識の向上のため、「子どもの権利ノート」の活用や児童養護施設等での取組（児童への啓発や職員向け教育等）を促進します。
- カ 児童養護施設等に義務付けられている3年に一度の第三者評価と毎年の自己評価結果に基づき各児童養護施設等が取り組む改善状況について確認し、児童養護施設等の支援体制の充実を図ります。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
里親支援機関の委託	里親委託の推進と里親に対する支援を総合的に推進するため、民間機関に業務を委託します。	子ども未来課
児童福祉施設措置費	児童の健全育成を図るため、児童福祉施設の運営費（専門職員配置加算を含む）や里親措置費等を負担します。	子ども未来課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
里親委託率	17.9%		
里親支援機関の設置か所	2か所		
専門里親の登録数	15人		
小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設への措置数の割合	34.5%		

## （4）家族の再統合、自立への支援

### 現状と課題

児童虐待防止法では、国及び地方公共団体は、虐待を行った保護者に対する家族の再統合に向けた支援を行うことが求められています。児童が家庭に復帰した後、良好な家庭環境で生活を送っていくためには、児童と保護者に対する継続した支援、地域での市町村、関係機関等による見守りが必要です。

家族の再統合について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われないことがあるなど、支援の際の関係機関の連携が不十分になることがあります。また、措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースが見られる場合があります。そうした状況にならないよう、家族の再統合については、関係機関が十分協議し、第三者による意見を参考にするなど、適切な対応が必要です。

社会的養護を受ける児童の多くは、自立の際に、精神的にも経済的にも保護者等からの支援を受けられず、社会の中で生活していかなくてはならない場合があります。

社会的養護の下で育った児童も、他の児童達とともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように、生活の援助や自立に向けた支援が必要です。

### 今後の取組

- ア 里親、児童養護施設、市町村等と連携し、児童や保護者に関する情報を共有しつつ、家族の再統合に向けた保護者に対する支援を行います。
- イ 保護者に対して子育ての方法や親子の関わり方についての研修や親支援プログラムを実施する等、家庭での養育力向上のための取組を推進します。
- ウ 児童が家庭復帰した後は、市町村が主体となり、要保護児童対策地域協議会の各機関等と十分連携して支援を行います。
- エ 児童養護施設分園型自活訓練事業の実施等、児童養護施設等における自立に向けた取組を促進します。
- オ 児童養護施設を退所した後、社会生活を送っている児童等を支援するため、施設職員による電話相談や家庭訪問、職場訪問による相談支援など、アフターケアを促進します。
- カ 自立援助ホームにおいて、児童養護施設等を退所した児童等に日常生活上の援助、生活指導等を実施します。
- キ 児童養護施設等を退所する児童等の就職やアパート等の入居を支援するため、身元保証人確保対策事業を行います。
- ク 児童養護施設等を退所し進学または就職する児童等に対して、生活費や家賃、資格取得費の貸付を行います。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童家庭支援センター運営	地域に開かれた子育て支援の拠点として、子供や家庭等からの相談への対応、支援等を行う当該センターへの運営を委託します。	子ども未来課
親支援プログラムの実施	児童虐待の未然防止や家族再統合に向けた親支援プログラムを実施します。	子ども未来課
身元保証人確保対策	施設を退所した子供等が就職やアパート等を賃貸する際に施設長が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料を支援します。	子ども未来課
要保護児童対策等推進	社会的養護の推進を図るため、児童養護施設の退所者等に対するアフターケアを実施します。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## (5) 人材の育成

### 現状と課題

児童相談所には児童福祉司が配置されており、児童虐待等の児童福祉に関する相談の対応や専門的技術に基づく指導等を行っています。児童相談所には様々な法的権限が与えられており、児童の安全を守るためにこの権限を適切に行使する社会的な使命を担っています。

市町村は、児童福祉法により児童虐待等をはじめとする児童家庭相談が業務と位置づけられており、事務を適切に行うために必要な体制の整備、人材の確保及び資質の向上に取り組まなければなりません。また、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等の訪問事業の実施や要保護児童対策地域協議会の調整等、地域において、児童虐待防止のための重要な役割を担っています。

児童相談所や市町村の職員においては、児童虐待に適切に対応できるように、児童虐待のリスク要因の分析や家庭環境、児童の発育発達を理解等、高度な知識が求められるため、職歴に応じた専門性の向上、人材育成が必要です。

地域における児童虐待に対する取組を推進するためには、学校、保育所、医療機関、民間団体等の関係機関における人材の育成や専門性の向上、地域住民に対する知識の普及等に取り組む必要があります。

### 今後の取組

- ア 児童相談所の援助技術等の向上のため、初任者から中堅職員、指導的立場にある職員（スーパーバイザー）まで、それぞれの実務経験に応じた研修を体系的に実施するとともに、一般職員の児童福祉司任用資格の取得に取り組みます。
- イ 市町村における相談対応技術の向上、市町村ネットワークの機能強化のため、各種研修を行います。また、市町村職員の児童相談所への受け入れを行います。
- ウ 学校、保育所、医療機関、民間団体等を対象とした研修の実施や、関係機関や地域等で開催される研修会等への講師派遣を行います。
- エ 虐待相談の増加に対応するため、児童福祉法等の改正なども踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員など体制を整備します。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
市町村の専門性の強化	市町村の専門性を強化するため、相談技術向上のための研修を実施します。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
要保護児童対策調整機関への専門職員の配置			

## 2 困難を抱えるひとり親家庭の自立支援

### (1) 就業支援策の充実

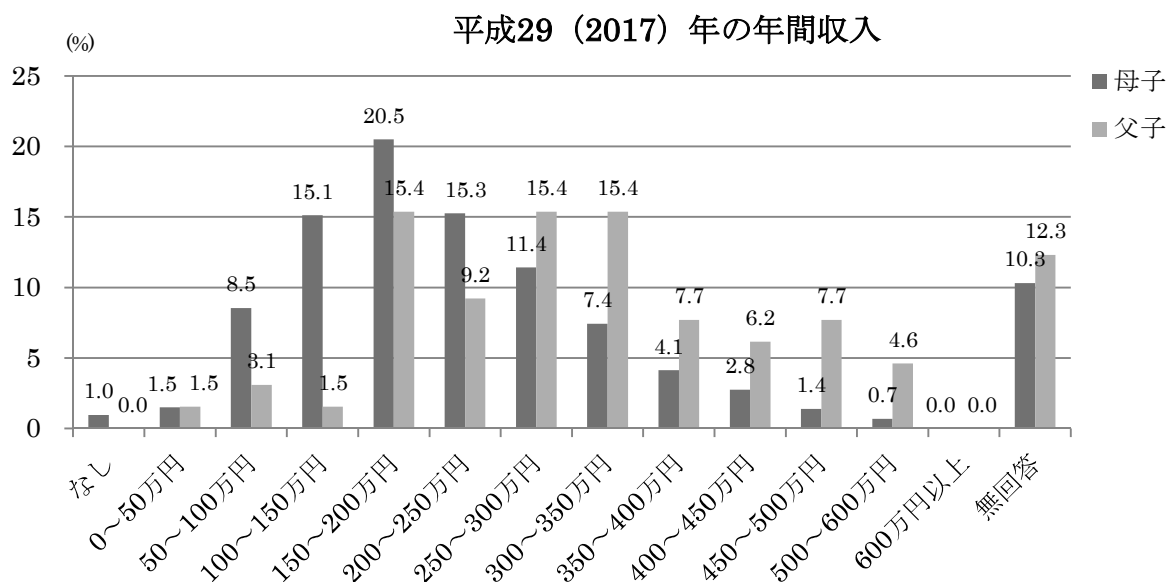
#### 現状と課題

県内のひとり親家庭の世帯数は、平成 27 (2015) 年の国勢調査によると 12,037 世帯で、5 年前の国勢調査と比べると 597 世帯減少しています。この内、母子世帯数 (他の世帯員のいる世帯を含む。) は 10,422 世帯、父子世帯 (同) は 1,615 世帯、この内、母親と子供だけの世帯は 7,544 世帯、父親と子供だけの世帯は 780 世帯となっています。

今回の計画策定に際しては、ひとり親家庭等の生活や仕事の状況、ニーズを把握するため、平成 30 (2018) 年 8 月に「和歌山県ひとり親家庭等実態調査」を実施しました。

和歌山県内の児童扶養手当の受給者数は、平成 14 (2002) 年度以降増加傾向にあり、平成 22 (2010) 年 8 月に父子家庭も対象となったこと等により、平成 22 (2010) 年度は 11,590 人と最も多くなりましたが、翌年度からは一転減少傾向にあり、平成 30 (2018) 年度末の受給者数は 10,689 人となっています。

ひとり親家庭の親は、子育てと家事、生計の担い手という二重の役割を一人で担うことから、生活をしていく上で心理的・経済的な負担があり、特に、ひとり親家庭となる前に就業していなかった方が、ひとり親となった時には収入がなく、生活をしていく上で経済的に大きな負担があります。とりわけ、母子家庭においては、ひとり親家庭になる前の就業者の割合が 61.8%と低く、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により退職したこと等により、再就職をすることが難しいことが多くあります。また、就業している場合も、パートやアルバイト等不安定な就労形態が 40.6%となっており、年間収入も 200 万円未満が 46.6%を占め、約半数が低い収入水準にとどまっています。



一方、父子家庭の父については、ひとり親家庭となる前から就業している割合が 100%で、母子家庭に比べ経済的な負担はそれほど高くありませんが、子育てと生計の担い手という二重の役割を担う必要があるため、大き



な負担となっています。

なお、ひとり親家庭の就業形態は、母子家庭では正規雇用が43.2%、パート等の非正規雇用が40.6%であり、非正規雇用が正規雇用を上回っていた5年前に比べて改善傾向にありますが、依然として約4割が非正規雇用となっています。父子家庭では正規雇用が52.3%となっており、次いで自営業が30.8%となっています。

母子家庭の母の仕事の職種は、事務職員が26.8%と最も多く、次いでサービス業（理・美容師、介護職員、飲食店等接客等）の21.0%となっています。

また、父子家庭の父では建設業等従事者が最も多く22.7%となっています。

ひとり親家庭の母、父が今後取得したい資格は、ワープロやパソコンに関するものが最も多く、母子家庭で16.8%、父子家庭で20.4%となっています。

### 今後の取組

ア ひとり親家庭の親が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるようになるために、資格取得による有利な就職を促進します。具体的には就業支援講習会の開催や、看護師資格等の取得を促進する高等職業訓練促進給付金制度の実施と、県の広報誌やテレビ、ラジオ等により活用を推進します。

イ 従来から実施している就業相談、就業支援講習会事業受講者に対し、継続的な支援を行います。

ウ ひとり親家庭見守り支援員を配置し、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の親の自立を支援するため、ハローワーク等との連携による就職支援や職業能力開発や資格取得のため、きめ細やかな助言等の支援を行います。

エ 就業に結びつきやすい技能の修得を支援するため、教育訓練講座を受講した方に経費の一部を支給する自立支援教育訓練給付金を支給します。

オ 母子寡婦福祉団体、NPO等との連携を一層強化します。

カ ひとり親家庭の自立を促進するため、養育支援と相談体制の強化を行います。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
母子家庭等就業・自立支援事業	ひとり親家庭等に対する就業相談、就業支援講習会の実施及び受講者に対するアフターフォローを行います。	子ども未来課
見守り支援事業	ひとり親家庭見守り支援員が、仕事や子育て等の悩み事、心配事についての相談に応じ、それらを解決するための自立支援プログラムを無料で策定します。	子ども未来課
高等職業訓練促進給付金	就職に有利な資格を取得するために養成機関に通学している場合に一定の給付金を支給します。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## (2) 子育て・生活支援策の充実

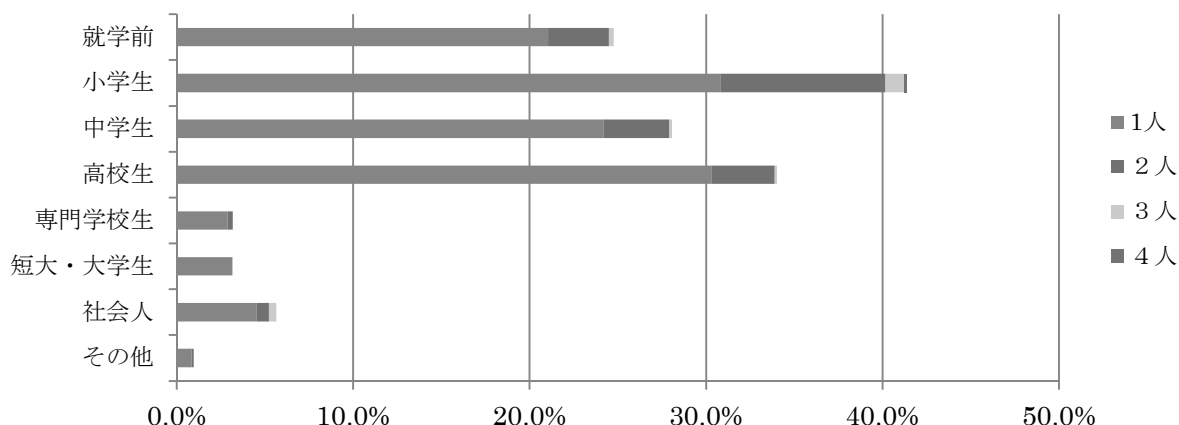
### 現状と課題

ひとり親家庭が扶養する子供の状況は、母子家庭、父子家庭とも小学生から高校生の子供を扶養している割合が高く、就学前の子供を扶養している割合は母子家庭で全体の約25%、父子家庭で約6%となっています。

#### [母子家庭の子供（20歳未満）の数]

母子家庭では、扶養している子供が小学生の世帯は約40%となっており、高校生、中学生の順になっています。また、就学前の子供がいる世帯は、全体の約25%となっています。

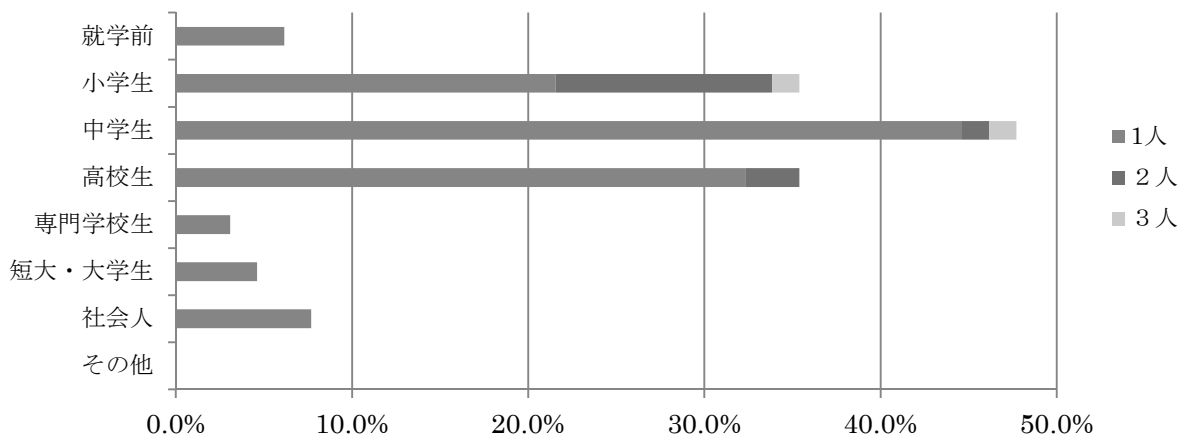
扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（母子家庭）



#### [父子家庭の子供（20歳未満）の数]

父子家庭では、扶養している子供の割合が高いのは、中学生、高校生、小学生となっており、就学前の子供を扶養している割合は約6%となっています。

扶養している子供（20歳未満）の年齢と人数（父子家庭）



ひとりで子供を養育しているため、仕事をしている間の預かりや、急な用事ができた場合や疾病時など、適切に子供の養育ができなくなる場合への支援が必要です。

## 今後の取組

- ア ひとり親家庭の親等が疾病等により一時的に家事や子育てに支障が生じた場合に、家事や保育サービス等を行う家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業を実施します。
- イ ひとり親家庭の親等が安心して仕事と子育ての両立ができるように保育所の優先入所や放課後児童クラブの優先利用の推進、短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業を充実します。
- ウ 母子生活支援施設の機能を拡充し、保育機能を付与します。（対象：母子家庭等）

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
日常生活支援事業	子供が未就学児で、就業上の理由により帰宅が遅くなる場合等に支援員を派遣し、生活援助や保育等のサービスを利用できます。	子ども未来課
就労支援事業	子供が小学生で、ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）がある地域では、利用料の半額を補助します。 ファミサポがない地域では、支援員を派遣し児童の送迎や預かりなどの養育サービスを利用できます。	子ども未来課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## （3）養育費確保策の充実

### 現状と課題

養育費の取り決め状況は、母子家庭では取り決めがされている割合が54.8%、取り決めがされていない割合が42.6%となっています。また、取り決めがされていても養育費の支払い額が減少した、最初から支払がされていない割合が28.4%となっています。父子家庭では取り決めがされている割合が10.6%で、取り決めがされていない割合が64.6%となっています。

また、養育費の取り決めをしていない理由は、母子家庭、父子家庭とも「相手に経済力がない」が最も多く、母子家庭で43.0%、父子家庭で35.6%となっています。

面会交流の取り決め状況は、母子家庭の61.9%、父子家庭の40.0%が取り決めをしていません。

子供の健やかな育ちのため、養育に必要な費用の分担を決めておくよう促す必要があります。

### 今後の取組

弁護士による、養育費確保の法律相談を充実するとともに、円滑な面会交流を進めます。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
ひとり親家庭特別相談事業	ひとり親家庭を対象に、親権や養育費用など複雑で専門的な問題について、弁護士が無料で相談に応じます。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## （4）経済的支援策の充実

### 現状と課題

ひとり親家庭の悩みは、母子家庭、父子家庭とも「家計、生活費に関すること」が最も高く約3割を占めており、寡婦は子育てが終わっていることから、「健康のこと」が28.4%と高く、次いで「老後のこと」が23.5%と高くなっています。

安心して生活を送れるよう、ライフステージに合わせた経済的支援が必要です。

### 今後の取組

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金及びひとり親家庭医療費助成制度についての周知を引き続き行い、経済的自立を支援します。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童扶養手当	ひとり親家庭の児童が18歳になった年度末まで手当を支給します。	子ども未来課
母子父子寡婦福祉資金貸付金	高校、大学等への入学金や授業料等に必要な資金などを貸し付けます。	子ども未来課
ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の児童及びその親が、医療機関で受診した際、医療費の自己負担額について助成を行います。	子ども未来課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

### 3 障害児施策の充実

#### 現状と課題

障害児等の支援が必要な子供に対し、様々な場面において、心身の発育・発達の状態に応じた適切な支援を受けられる体制整備が必要です。このためには、保健、医療、福祉、教育等が連携を図り、切れ目のない施策の実施が求められています。

障害のある子供が、将来、社会で自立できるよう、一人一人の障害の状態やニーズに応じた指導と支援を受けながら、障害のない子供と可能な限り共に学ぶことができる環境づくりを進めていく必要があります。

#### 今後の取組

##### (1) 教育施策の充実

#### 検 討 中

(インクルーシブ教育の充実に向けた教員の専門性向上や環境の整備などを記載予定)

※ 障害のある子供と障害のない子供が共に学べる多様で柔軟な仕組み

##### (2) 療育施策の充実

- ア 子ども・女性・障害者相談センター等の専門の機関で、障害のある子供に関する相談に対応し、専門的な助言、指導を行います。
- イ 乳幼児健康診査等の結果、心身の発達・発育に遅れや問題が発見された乳幼児とその保護者を対象に、医師等による療育相談指導を実施します。また、市町村や関係機関と緊密に連携し、切れ目なく円滑に早い段階で療育支援に繋がります。
- ウ 障害のある未就学の子供に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援センター」について、各障害保健福祉圏域への設置を働きかけます。また、県内全ての市町村で、障害のある子供が集団生活に適応できるように保育所、学校等に指導を行う「保育所等訪問支援」サービスを利用できるように、「児童発達支援センター」を中核とした地域の療育支援体制を確立します。
- エ 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」について、各圏域に1か所以上設置し、重症心身障害児が身近な地域に必要な支援を受けることができる体制づくりを推進します。
- オ 医療的ケア児や重症心身障害児に対する支援を適切に行える人材及び地域において保健、医療、福祉、保育、教育等関係者からの必要な支援を総合的に調整するコーディネーターを養成します。
- カ 医師、看護師、支援員等の専門家チームを各障害保健福祉圏域（和歌山市圏域を除く。）ごとに、家庭、施設、学校等に派遣し、地域で生活する障害のある子供と介護者に対して、身近なところでリハビリテーションを提供します。

- キ 保護者が仕事等の理由で昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブ(学童保育)に専門的知識を有する職員を配置し、障害のある子供の利用を促進します。
- ク 新生児聴覚スクリーニングテストや乳幼児健康診査等の結果、発見された身体障害者手帳対象外の軽度・中等度難聴児に対して、早期に補聴器を着用することを支援します。

医療的ケア児の総合的な支援体制や障害児入所施設について記載検討中

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
児童発達支援、医療型児童発達支援	障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自立した生活に必要な知識・技能の付与及び集団生活への適応のための訓練を行います。医療型は福祉サービスに併せて治療も行います。	障害福祉課
放課後等デイサービス	障害のある児童生徒に対し、放課後や長期休暇中において日常生活動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うとともに放課後等の居場所づくりを推進します。	障害福祉課
重症心身障害児者等在宅医療等連携体制整備	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児者（医療的ケア児等）が地域で安心して暮らしていけるよう、人材育成や関係機関の連携体制構築を行います。	障害福祉課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
「児童発達支援センター」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	8圏域	令和2年度	8圏域
重症心身障害児を支援する「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」を各障害保健福祉圏域に1か所以上設置	5圏域	令和2年度	8圏域
医療的ケア児コーディネーターを各障害保健福祉圏域に設置	—	令和2年度	8圏域

## 4 子供の貧困対策の推進

### 現状と課題

本県では、子供の貧困対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき、平成29(2017)年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定しました。また、平成30(2018)年7月には、子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握するとともに、県計画に基づき取り組む各施策や支援制度の検証を行い、本県の子供の貧困対策をより効果的に推進していくことを目的として、和歌山県子供の生活実態調査を実施しました。主な調査結果は以下のとおりです。

#### ア 子供の教育環境

- a 経済的に厳しい世帯の子供ほど、塾や習いごとをしている割合が低く、家庭における学習習慣が定着していない。
- b 経済的に厳しい世帯の子供ほど、世帯の経済状況により進学をあきらめたり、進学のイメージを持つことができていない。
- c 「子供の良いところをほめる」、「悪いことをしたら叱る」、「本や新聞を読むようにすすめる」等保護者の教育姿勢が高いことが、子供の学力に良い影響を与えている。
- d 朝ご飯を食べる、歯磨きをする等生活習慣を備えていることが、子供の学力に良い影響を与えている。
- e 図書館や博物館に行く、新聞やニュース等について話す等の文化的活動を多く経験することが、子供の学力に良い影響を与えている。
- f 「自分にはいいところがある」、「がんばればいいことがある」等の自尊感情を子供が備えていることは、学力に良い影響を与えている。

#### イ 子供の社会性

- a 経済的に厳しい世帯ほど子供の自尊感情が低い傾向であるが、家族以外の大人と関わりを持つことで、子供の自尊感情が高まる傾向がある。
- b 家庭の厳しい経済状況は、保護者の精神的な安定、子供の精神的な安定、子供の自尊感情に悪影響を与えている。
- c 経済的に厳しい世帯ほど、支援を受けるための近隣住民や友人とのつながり等の人間関係が不足している保護者が多い。
- d 経済的に厳しい世帯の家族関係は、子供にとって楽しい側面より厳しい側面が強く、保護者自身の親との関係についても同様の傾向がある。
- e 経済的に厳しい世帯ほど、放課後や休日に保護者が家庭にいる時間が短く、子供と関わる時間が十分に確保しづらい状況である。

#### ウ 子供の生活習慣

- a 経済的に厳しい世帯の子供ほど、歯みがきを怠る、朝食の欠食等基本的な生活習慣、食習慣が確立できていない。
- b 経済的に厳しい世帯では、医療機関で受診させた方がよいと思ったのに実際には受診させなかった経験のある割合が高く、受診を控えたのは経済的な理由であると回答した世帯が一定数存在している。
- c ゲーム機、携帯電話・スマートフォンは、経済状況による所持率の差があまりなく、経済的に厳しい世帯

においても保護者が子供に買い与えている。

d 経済的に厳しい世帯においてゲーム、スマートフォンの利用が長時間となっている。

エ 保護者の状況

a 経済的に厳しい世帯ほど、就労形態が非正規雇用であることが多い。

b ひとり親世帯、特に母子世帯では経済的に厳しい世帯の割合が高い。

c 経済的に厳しい世帯では、大学・大学院を卒業している保護者の割合が低い。

d 経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前の経済的な困窮を経験していたり、家族関係のトラブルを経験していることが多い。

e 経済的に厳しい世帯ほど、支援制度や相談窓口の認知度が低い。

## **今後の取組**

検 討 中



### 第3章 子供が心豊かにたくましく育つ環境づくり

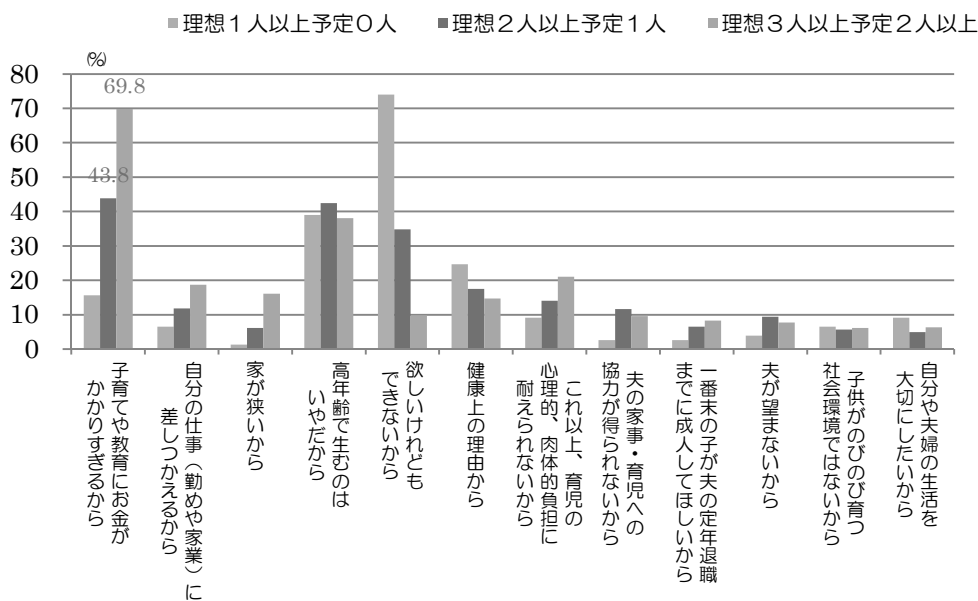
#### 1 子育て家庭への経済的支援

##### 現状と課題

子育て家庭にとって、教育費や医療費などの、子育てに必要な費用に対する負担感は大きいものです。

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、2人以上の子供数を理想と考えている方で一番多く、特に、3人以上の子供数を理想としている方では69.8%が選択しています。

##### ■理想・予定子供数の組み合わせ別にみた、理想の子供数を持たない理由



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』(2019.3)

また、県の「平成 27 (2015) 年度男女共同参画にかかる県民意識調査」(男女共同参画課実施)においても、子供の減少の理由について、「子育てのための経済的負担が大きいから」と答えた割合が、男性全体で 68.1%、女性全体で 65.9%とそれぞれ最も高くなっています。

こういった状況を受け、令和元 (2019) 年 10 月より、3歳から5歳を対象とした幼児教育等の無償化が全国で始まりましたが、これから子育てしようとする人たちが経済的な負担を心配して子供を持つことを躊躇しないよう、これまでの取組を後退させることなく引き続き取り組んでいくことが必要です。

##### 今後の取組

- ア 多くの子供を育てる世帯を対象として、3歳未満の保育料の無償化、一時預かり利用料(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業)への助成を行う「紀州っ子いっぱいサポート」や就学前の乳幼児の医療費補助を、引き続き市町村と連携し、実施していきます。
- イ 保育所に通わず在宅で育てる世帯についても支援金を支給するなど、それぞれの家庭の子育ての選択肢に合わせた支援を実施します。

**主な関連施策**

事業	取組内容	担当課
紀州っ子いっぱいサポート	一定の所得制限のもと、第2子以降について、3歳未満の保育料の無償化、一時預かり利用料等への助成を市町村と連携して実施します。(他にも要件あり。)	子ども未来課
在宅育児支援	一定の所得制限のもと、第2子以降の0歳児を保育所等に預けず在宅で育てる世帯に支援金を支給します。(他にも要件あり。)	子ども未来課
乳幼児医療費助成	市町村と協力して就学前の乳幼児の医療費を無料にします。(所得制限等あり)	健康推進課

**数値目標**

指標等	現状 (平成30年度)	目標年度	目標値

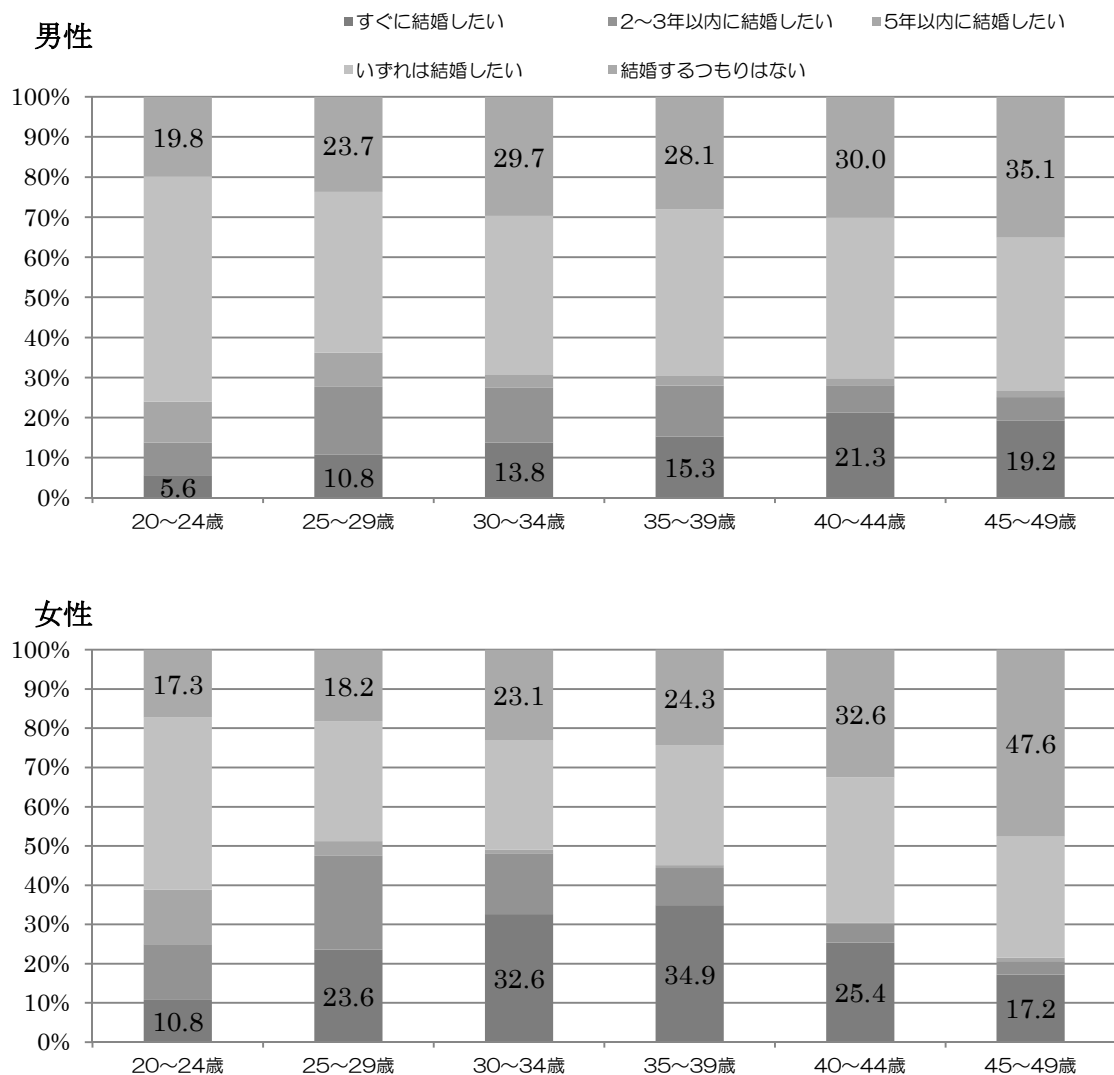
## 2 結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談・支援体制の強化

### (1) 結婚支援

#### 現状と課題

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、20～24歳時点において「結婚するつもりはない」が男性19.8%、女性17.3%となっています。また、「すぐに結婚したい」割合は男性40代、女性30代でピークとなります。

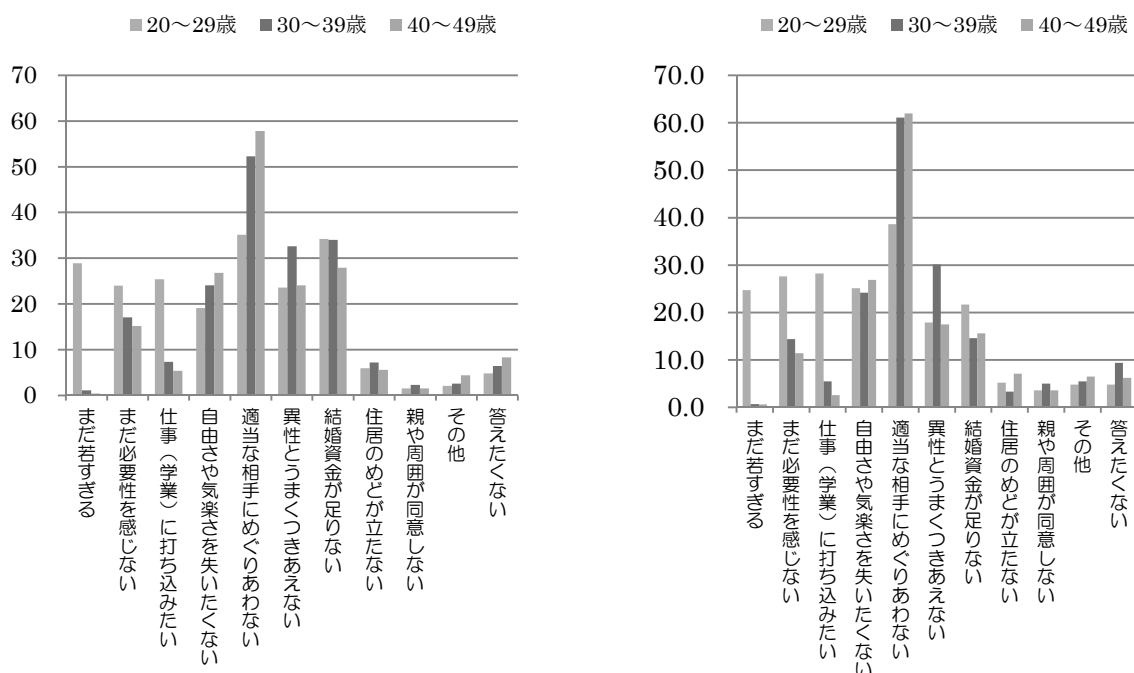
#### ■年齢別 未婚者の結婚意思



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

また、「結婚意思のある未婚者」が独身でとどまっている理由としては、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」ことが一番多い状況ですが、「異性とうまくつきあえない」「結婚資金が足りない」という理由が増加傾向にあります。

■男女別「結婚意向のある人が結婚していない理由」の選択割合（3つまで選択）



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』(2019.3)

結婚をするかしないかは、個人の自由な選択にゆだねられるべきものですが、結婚を望む人に対しては、いわゆる「婚活」の後押しのために、出会いの場を提供する等の支援を行っていくことが必要です。

**今後の取組**

- ア 若い世代の人が結婚から子育てまでのライフデザインを意識するような機会の提供や情報発信を行い、将来の結婚・出産への希望を育みます。
- イ 結婚したいと思っている人々を後押しするために、婚活イベントの開催や、出会いを応援する企業や団体を登録するなど、結婚サポート体制づくりを進めていきます。
- ウ 結婚したいが「異性とうまくつきあえない」と感じている方もいることから、異性とのコミュニケーションの取り方など自らのスキルを高める研修会を実施します。

**主な関連施策**

事業	取組内容	担当課
結婚・子育てのポジティブキャンペーン	若い世代の男女に、結婚から子育てへの前向きな機運醸成を図ります。	子ども未来課
婚活イベント開催	事前に登録された会員を対象に、県内各地で婚活イベントを開催します。	子ども未来課
わかやま婚活応援隊	出会いを応援する企業や団体を「わかやま婚活応援隊」として登録し、結婚サポート体制づくりを進めます。	子ども未来課

わかやま結婚サポーター	ボランティアで結婚を支援していただける個人を「わかやま結婚サポーター」として認定し、地域に根ざしたきめ細やかな結婚支援を行います	子ども未来課
結婚・子育てのポジティブキャンペーン	若い世代の男女に、結婚から子育てへの前向きな機運醸成を図ります。	子ども未来課

### 数値目標

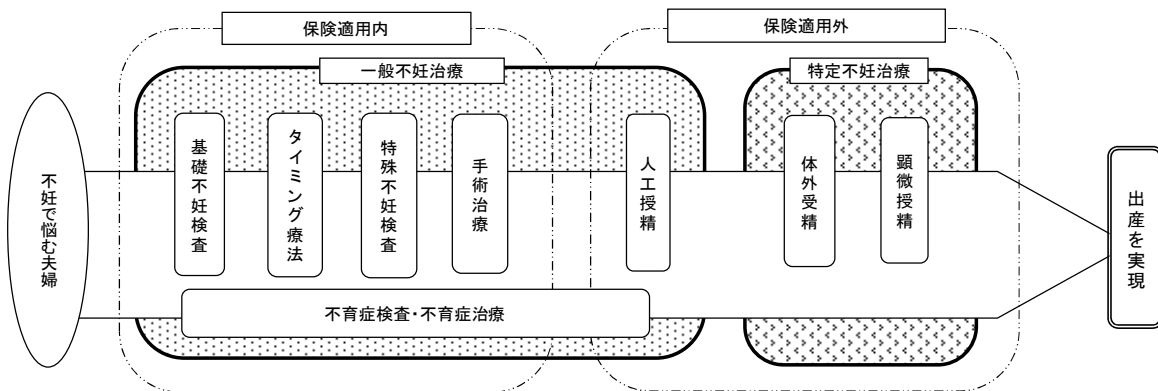
指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
平均初婚年齢	男 30.3歳 女 28.9歳	令和6年度	下降到転じさせる

## (2) 不妊治療対策の充実

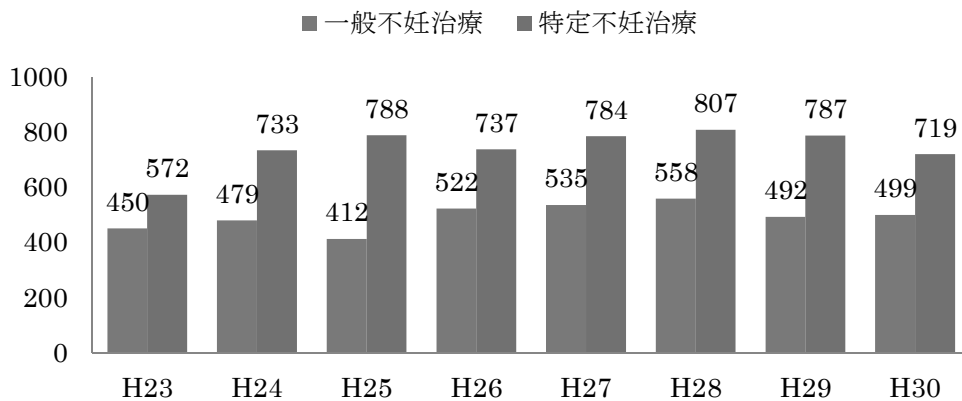
### 現状と課題

初婚年齢の上昇や晩産化等により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあります。不妊治療は経済面や心身への負担が非常に大きく適切な支援が必要です。

### ■不妊治療のスキーム



### ■不妊治療費助成延件数（県全体）



（特定不妊治療費助成：和歌山市は独自実施）

## ■不妊相談件数

(延件数)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
電話相談	56	92	71	95	57
面接相談	123	163	163	152	157
メール相談	13	11	3	3	3
合計	192	266	237	250	217

(岩出・湯浅・田辺保健所実施分)

### 今後の取組

- ア 不妊に関する知識の普及及び啓発を推進するとともに、県立保健所3か所において不妊専門相談窓口を運営し、医師や保健師による不妊専門相談を実施することで、不妊に悩む方が安心して相談し治療を受けやすい環境づくりに取り組めます。
- イ 一般不妊治療及び特定不妊治療に対する医療費助成を実施し、不妊治療の初期から高度治療までの全ての段階で経済的負担の軽減を図ります。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
不妊専門相談	岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所において不妊専門相談を実施します。	健康推進課
一般不妊治療費助成	体外受精及び顕微授精を除く医療保険適用の不妊治療、不妊検査及び人工授精、不育症に対する治療・検査に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
特定不妊治療費助成	医療保険適用外である体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。	健康推進課

### 数値目標

指標等	現状 (平成30年度)	目標年度	目標値
不妊治療費助成の継続 (一般不妊治療および 特定不妊治療)	30市町村	令和6年度	全市町村継続

## (3) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

### 現状と課題

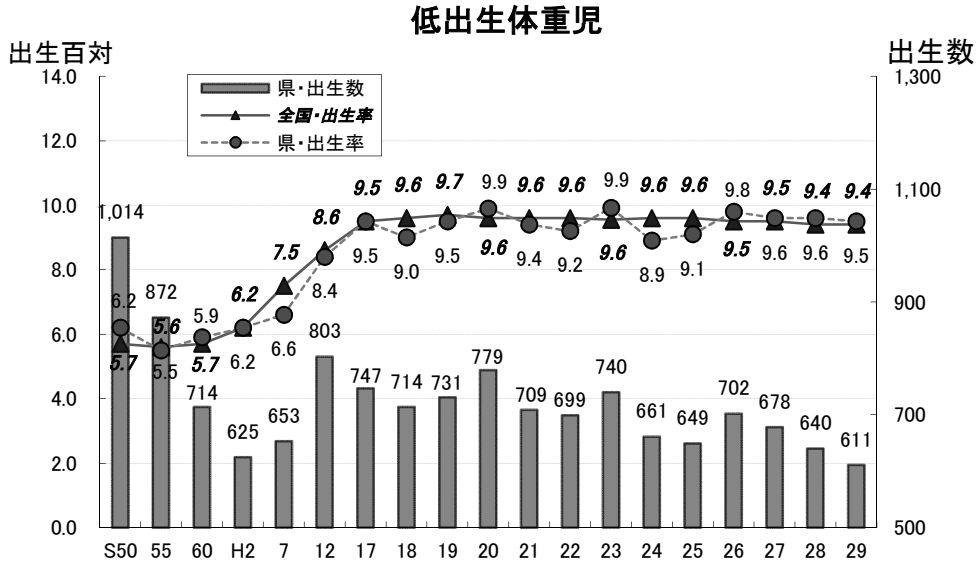
母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てるための基礎となることから、その充実は非常に重要となっています。

核家族化や共働き世帯といった子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域社会全体で親子の健やかな成長を見守り、母子保健に関わる関係機関の連携体制を強化し、支援していく体制づくりが必要です。

また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親が増加しており、メンタルヘルスや児童虐待予防対策の強化が必要です。

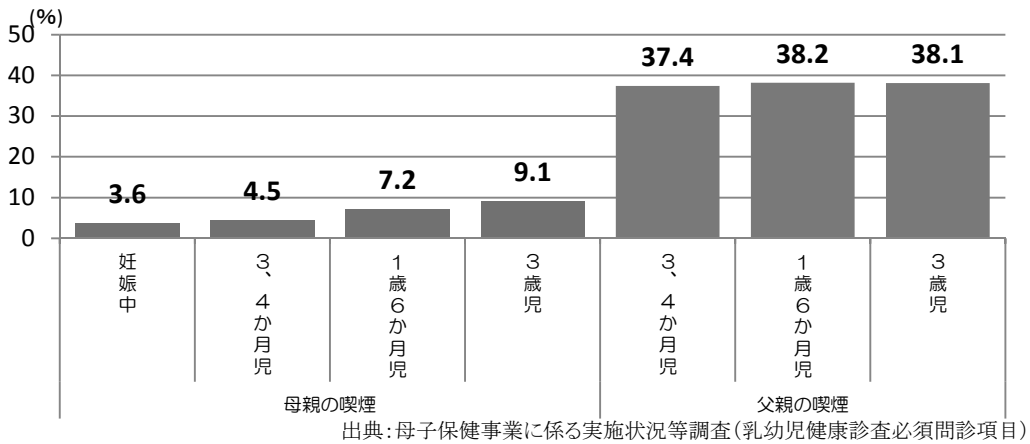
さらに、初婚年齢の上昇や晩産化等により、低体重児出生に悩む夫婦が増加傾向にあります。

### 低体重児出生数及び出生率の年次推移



低体重児の出産や乳幼児突然死症候群（SIDS）、子供の事故等を防ぐため妊産婦の禁煙対策や家族の受動喫煙対策が必要です。

### 妊娠中の母親及び育児期間中の両親の喫煙率(平成30(2018)年度)



### 今後の取組

- ア 妊娠期から子育て期まで保健師や助産師等の専門職による総合的相談をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置や機能強化について、市町村に対し、財政支援や専門職の研修実施、関係機関の広域的な連携調整等の技術的支援を行います。
- イ 育児不安や産後うつなど妊産婦の抱える身体的及び精神的負担を軽減するために、市町村における産後ケア事業及び産婦健康診査事業の実施を推進し、地域で安心して子供を産み育てられる支援体制を整備します。
- ウ 早期の妊娠届出と適切な妊婦健康診査の受診の勧奨、たばこやアルコールなど生活習慣の見直しなど、妊婦の良好な健康管理のための啓発を推進します。
- エ 妊娠初期は、母子の健康を維持するために大切な時期であり、外見からは妊娠していることが分かりづらい

ため、周囲から理解が得られにくいことがあります。妊産婦に優しい環境づくりの推進や、受動喫煙の防止等のために、マタニティマークの普及啓発を図ります。

オ 乳幼児健康診査の受診勧奨や未受診児の状況把握、乳幼児健康診査で発達面に問題が見つかった児への発達相談指導等により、心身の健やかな発達の促進と育てにくさを感じる親の育児不安の軽減や児童虐待予防を図り、市町村、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関が連携した切れ目ない支援が提供できる体制づくりとその強化を推進します。

カ 子供の不慮の事故防止のため、子供の発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭及び市町村、保健所、消防等の関係機関の連携により事故防止対策の取組を強化します。地域で安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児期における地域での切れ目のない支援が必要です。それぞれの関係機関がより連携を密にし、親子に関わる情報を共有するなど切れ目のない支援が提供できる体制づくりとその強化が求められています。

キ 乳幼児のむし歯は、食事の嗜好やかむ力など、子供が成長・発育する上で必要な口腔機能に影響を与えることから、市町村との協力・連携のもと、妊娠期から学齢期に至るまで切れ目ない歯科保健施策を展開し、適切な歯科保健指導やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の普及に努めます。

ク 子供を感染症から守る取組として、県内の感染症の流行状況や予防接種に関する最新情報を提供しています。今後も、市町村で実施している定期予防接種の接種率が向上するよう啓発等を行います。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
乳児全戸家庭訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する市町村を支援します。	子ども未来課
発達相談・療育相談事業	各市町村の乳幼児健康診査により紹介された発達や療育に心配のある児に対して、発達相談及び療育相談を実施します。	健康推進課
乳幼児の事故予防対策事業	乳幼児のいる全ての家庭において、事故を未然に防止し、いざという時の救急救命措置を実施できるよう、消防・市町村等と連携し、事故予防講習会を開催します。	健康推進課
育児不安の軽減と子供の健やかな成長の促進	育児不安の軽減を図るため、「赤ちゃんとお母さんの健康ガイド」を作成し、母子手帳交付時に配布します。	健康推進課
感染症情報宅配便 (紀州っ子を流行病から守ろう!)	県民(特に小さな子供を持つ保護者の方)に、感染症のまん延、重症化を防ぐ感染症情報を発信します。	健康推進課

### 数値目標

指標等	現状(平成30年度)	目標年度	目標値
子育て世代包括支援センター設置市町村数	26	令和元年度	30



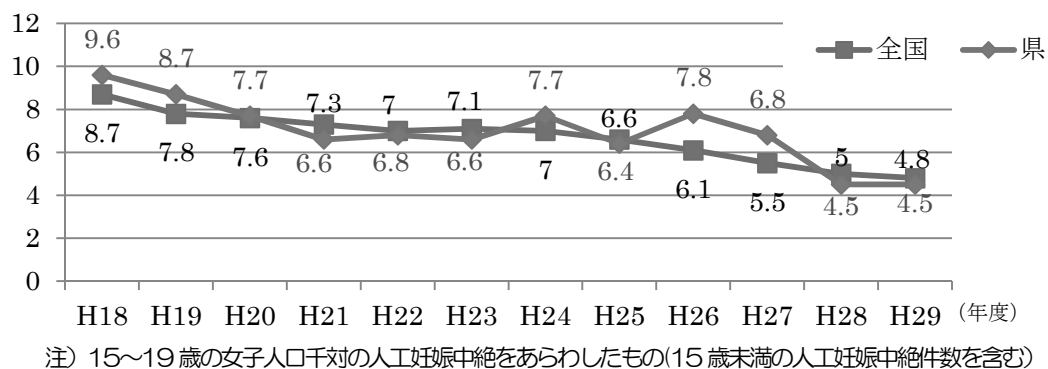
出産後退院までに、保健師等による保護者との面接等が必要と考えられる者の基準を定めている市町村数	11	令和5年度	30
産後ケア事業及び産婦健康診査実施市町村数	2	令和5年度	30
全出生数中の低体重児の割合	9.5% (平成29年度)	令和6年度	減少
妊娠中の妊婦の喫煙率	3.6	令和6年度	0%
3～5か月健康診査の未受診率	1.6% (平成29年度)	令和6年度	国の目標値を達成したので、現状維持
1歳6か月健康診査の未受診率	1.9% (平成29年度)	令和6年度	国の目標値を達成したので、現状維持
3歳健康診査の未受診率	4.6% (平成29年度)	令和6年度	国の目標値を達成したので、現状維持
乳幼児健康診査の未受診者の全体把握の体制があり、把握方法を定めている市町村数(割合)	9(基準変更のため) (30%)	令和5年度	30
乳幼児健康診査を評価する体制がある市町村の割合	73.3%	令和5年度	100%
妊産婦や乳幼児を支援する事業を実施している支部の割合	7支部	令和6年度	全支部継続
虫歯のない3歳児の割合	80.7% (平成29年度)	令和5年度	85%以上
乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口対10万人対)	0歳:15.5 1～4歳:7.1 (平成29年度)	令和5年度	なくす

#### (4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

##### 現状と課題

20歳未満の若者の人工妊娠中絶率は減少傾向にあり、平成28(2016)年度は全国に比べて低い状況ですが、引き続き思春期世代に対する予期せぬ妊娠を予防する教育が必要です。

## 20歳未満の人工妊娠中絶実施率の年次推移



### 今後の取組

- ア 思春期のこころとからだの問題について、子供自身が正しい知識を身につけ、責任ある意思決定や性行動ができるよう、中学生や高校生を対象とした思春期保健に関する講座を各県立保健所で実施します。
- イ 思春期講座の実施により、妊孕性や低体重児出産のリスク等妊娠・出産について正しい知識を学び、中学生や高校生が将来のライフプランについて考える機会を提供します。
- ウ 健やかな母性・父性の育成を図るため、乳幼児とのふれあい体験や思春期講座の機会を拡大するとともに、情報提供や啓発を実施します。
- エ 子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるため、家庭や学校、保育所等と連携した「食育」を推進します。
- オ 不健康なやせは、骨量減少、低体重児出産のリスク等との関連があるといわれています。妊娠、出産に対する正しい知識が身につけられるよう、また、人工妊娠中絶や性感染症が心身に及ぼす影響などが正しく理解できるよう、教育機関等と連携して高校生を対象に健康教育を実施します。
- カ 思春期保健に取り組む市町村に対しては技術的助言を行うなど、思春期保健対策の充実を図ります。その他、思春期における精神保健上の問題については、県精神保健福祉センターや保健所における相談の実施や、保健・医療・福祉・教育機関等において精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修・啓発、関係機関との連携の強化など、きめ細やかな対応を促進します。
- キ 未成年期からの喫煙は健康に及ぼす影響が大きく、成人期での喫煙の継続につながりやすくなります。市町村、医師会、教育機関等と連携し、喫煙させないための防煙教室を学童期から実施するとともに、家庭における受動喫煙防止の啓発に努めます。
- ク 心身の発達過程にある未成年者は、臓器の機能が未完成でアルコールの分解能力が低く、飲酒すると、成人に比べアルコール中毒や臓器障害を起こしやすい特徴があるため、アルコールが身体に及ぼす影響について正しい知識を普及し、未成年者の飲酒をなくすように努めます。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
食育の推進	行政、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園・学校及び地域の多様な関係者が主体的かつ連携・協働し、食育を推進します。	果樹園芸課 健康推進課

思春期保健対策事業	高校生に対して、命の尊さや性感染症などの思春期講座やグループワークを取り入れたピアエデュケーション（仲間同士による教育）や、赤ちゃん抱っこ等を体験する乳幼児体験学習を実施します。	健康推進課
未成年者の喫煙・飲酒対策	未成年者に対しては、学校で行われる健康教育や地域・職域連携事業の出張講座等を通じて、喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
こころの健康相談	県精神保健福祉センター及び県内の保健所において、電話や面接により、思春期の精神科医療や回復に向けた相談、家族及び周囲の方の対応に関する相談に応じる、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課
ひきこもり対策推進体制整備	県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談窓口の設置、情報発信、人材育成及び関係機関との連携強化に取り組みます。また、各保健所においても来所相談や訪問相談を実施します。	障害福祉課

#### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気を付けている児童の割合	88.3% (平成28年度)	令和5年度	100%に近づける
児童・生徒における肥満傾向児の割合	小学5年生 男子4.27% 女子2.31% (平成28年度)	令和5年度	減少傾向へ
20代女性のやせの者の割合	14.3% (平成28年度)	令和5年度	30%以下
10代の人口妊娠中絶率 (人口10万人対)	4.5% (平成29年度)	令和5年度	減少傾向へ
未成年者の喫煙率	中学1年生 男子1.2% 女子1.5% 高校3年生 男子10.4% 女子3.9% (平成28年度)	令和5年度	0

未成年者の飲酒率	中学3年生 男子4.4% 女子1.7% 高校3年生 男子10.3% 女子5.0% (平成28年度)	令和5年度	0
----------	---	-------	---

### 3 仕事と子育ての両立支援

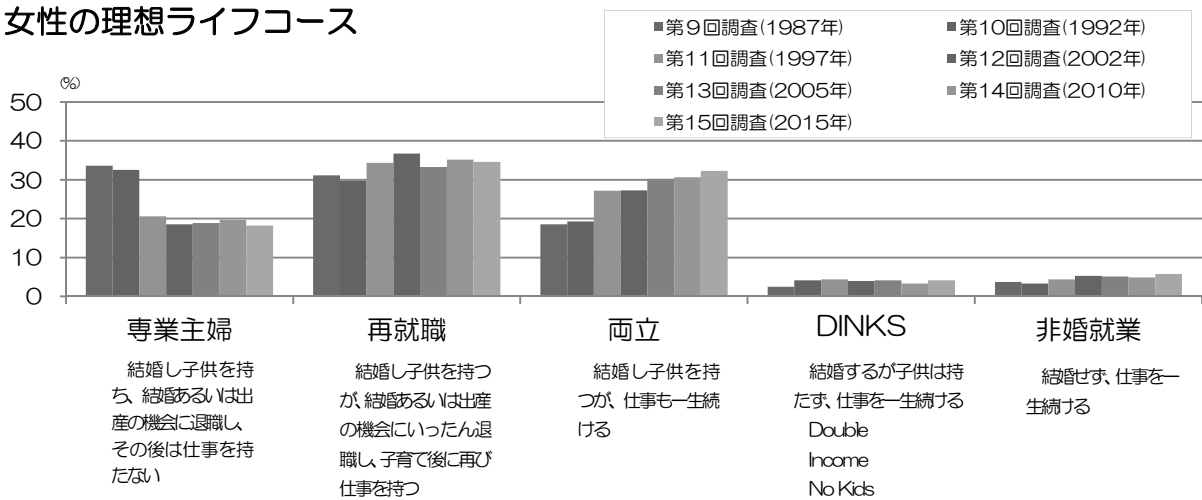
#### (1) 仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

##### 現状と課題

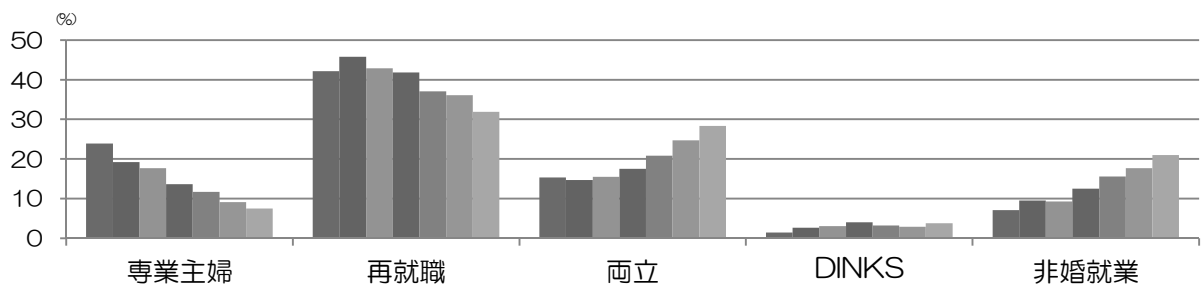
国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査』によると、未婚女性が理想とするライフコースとして結婚や出産の機会に退職する専業主婦コースが減り、結婚し子供が生まれても仕事を続ける両立コースが増加している状況であり、実際になりそうだと考える予定コースにおいても同様の傾向がみられます。また未婚男性がパートナーとなる女性に望むコースでも、同様の傾向が続いています。

#### ■女性の理想・予定のライフコース、男性がパートナーに望むライフコース

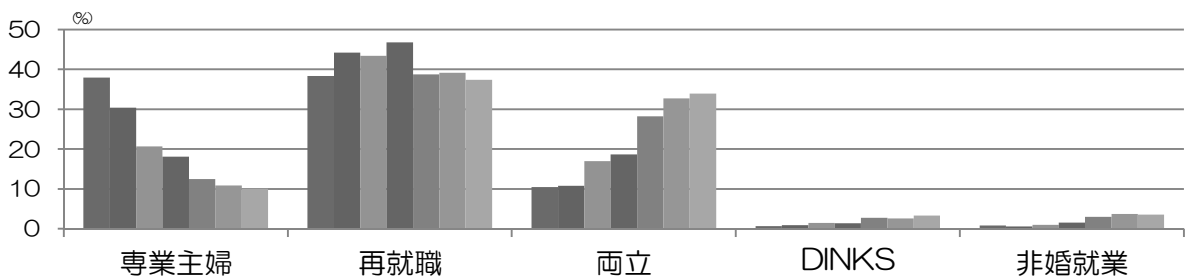
##### 女性の理想ライフコース



##### 女性の予定ライフコース



##### 男性が相手に求めるライフコース



資料：国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査』

また、未婚者・既婚者問わず対象として実施した県の「平成 27（2015）年度男女共同参画に関する県民意識調査」においても、両立コースを理想とするのは女性で 37.8%、男性で 28.7%となっており、こうした状況にあわせ、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進める必要があります。

## 今後の取組

### ア 働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発

- a セミナーや交流会等の各種イベントを通じて、県民を対象に男女がともに家事・育児を担うことのできる働き方への転換に向け、啓発を行います。
- b 各種セミナーを開催し、次世代育成支援対策推進法の周知、ワーク・ライフ・バランスが必要とされる背景やその効果、また企業における取組事例発表などにより、事業主・労働者に対してワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。
- c 和歌山県再就職支援センターにおいて女性の就業支援に関する相談を行い、セミナーや合同企業説明会を開催し、出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職支援など女性の就業を総合的にサポートします。

### イ 関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

和歌山労働局と連携し、セミナーの開催や、周知啓発ポスターの掲示及びチラシの配布などにより、次世代育成支援対策法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する事業主、労働者、地域住民への広報・啓発を行います。

### ウ 企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等

- a 企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスや女性が働きやすい職場環境づくりの先進的な取組事例を情報収集し、その取組内容、取組のきっかけ、工夫した点、今後の目標、従業員の声などを県ホームページ等で広く紹介していきます。
- b 企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、学習素材としても活用できる事例や自己点検シート等を盛り込んだパンフレットを作成し、提供していきます。

### エ コンサルタント・アドバイザーの派遣

仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備を図るため、就業規則等の整備、短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備、労務管理の改善などの助言を行う専門家を企業に派遣します。

### オ 企業・団体と連携した社会機運の醸成

先進的に取り組む企業・団体とともに発足した「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」「女性活躍企業同盟」を中心として、仕事と家庭の両立についての社会気運を高め、県内各企業・団体に取組を広げていきます。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
労働教育事業	事業主、労働者等を対象に職業生活と家庭生活との両立を啓発するセミナーを開催します。	労働政策課

働き方改革推進事業	仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備のため、助言を行う専門家を企業に派遣します。	労働政策課
和歌山県就活サイクルプロジェクト	出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職等を促進するため、女性就業相談に応じ、セミナーや合同企業説明会を開催します。	労働政策課
わかやま結婚子育て応援企業同盟	企業や団体による「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」を発足し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。	子ども未来課
女性活躍企業同盟	企業や団体による「女性活躍企業同盟」を発足し、女性が安心して働き活躍できる環境整備を促進します。	青少年・男女共同参画課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
育児休業制度の規定率	91.6% ※常用労働者30人以上の事業所	令和5年度	全国平均

## (2) 仕事と子育ての両立を支援する地域の体制づくり

### 現状と課題

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、保育需要が高まっています。

産休明けや育休明けの早い時期から、保育を利用する希望が増加しており、本県においても、特に0歳から2歳の入所希望者が増加している一方で、0歳では児童3人に対して1人、1歳から2歳では児童6人に対して1人の保育士を配置する必要があり、人材の確保が課題となっています。

また、共働き世帯の増加により、就学前は延長保育等で遅くまで保育を受けられていたが、小学校入学後に預かってもらえる場所がないという、いわゆる「小1の壁」が全国的に問題となっており、本県においても、受け入れ体制を増やしているものの、入所希望者の増加が上回り待機児童が発生している状況があります。全ての子どもたちが放課後や週末等に安全で安心して活動できる居場所の確保を図る必要があります。

一方で、共働き世帯において、母親に家事・育児の負担が集中している状況があり、少子化の一因とする調査もあります。希望する仕事をしながら、楽しく子育てができる環境づくりのため、父親の家事・育児参加を促していくことも必要です。

### 今後の取組

#### ア 低年齢児保育の受け皿整備

需要が増えている低年齢児の保育ニーズに対応するため、新設や既存施設からの移行による認定こども園の整備や、企業内保育所等の活用による受け入れ体制の充実に市町村とともに取り組みます。また、企業内保育所等に入所している児童が、3歳になって保育所・認定こども園・幼稚園にスムーズに転園できるよう、状況を注視し対応していきます。

イ 保育士等の人材確保

- a 保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援します。
- b 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。
- c 保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

ウ 放課後児童対策

- a 小学生が放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子供教室推進事業」「子どもの居場所づくり事業」の一体的又は連携した実施について、福祉部局と教育委員会が協力し進めていきます。
- b 放課後児童クラブに従事する人材を確保するため、必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得する放課後児童クラブ認定資格研修を継続して開催します。また、放課後児童クラブの補助員として従事する子育て支援員の養成を行います。

エ 男性の育児参加促進

検 討 中



## 4 安心して出産・子育てができる医療サービスの充実

### (1) 周産期医療

#### 現状と課題

出産前後の期間に対応する周産期医療については、県内全ての医療圏で出産できる体制を整えており、また、県立医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターに指定、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を地域周産期母子医療センターに認定し、リスクの高い母体・胎児・新生児に高度な医療を24時間体制で提供できるよう医療体制の整備を図っています。

しかしながら、晩婚化等による高齢出産の増加等により、低出生体重児などのリスクの高い新生児の出生割合が増加しています。また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親も増加していることから、メンタルヘルスケア対策の充実も含め、より安定的な周産期医療体制を整備する必要があります。

また、産科医や小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して周産期医療に従事する医師を確保していく必要があります。

#### 今後の取組

- ア 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・正常分娩を取り扱う分娩医療機関及び消防機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を堅持します。
- イ 子育て世代包括支援センターを全市町村に設置し、出産や育児に不安を抱える親へのメンタルヘルスケアを充実するとともに、市町村における産後ケア事業や産婦健康診査を推進するなど、産後うつ予防対策を強化します。
- ウ 返還免除付きの研修・研究資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、産科医・小児科医を確保します。

#### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
安心して出産できる医療体制づくり	高度な周産期医療を提供する周産期母子医療センターの安定的な運営に必要な費用を支援します。	医務課
出産できる環境を堅持するための産科医師支援	産科医師を確保するため、若手医師又はベテラン産科医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金・研究資金を貸与します。	医務課
特定診療科医師確保対策	特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課
病院内保育設置促進	出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。	医務課
病院勤務医が働きやすい環境づくり	お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。	医務課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
県内の全二次医療圏で出産できる体制の維持	7医療圏	令和5年度	7医療圏

## (2) 小児救急医療

### 現状と課題

子供の急病や怪我に対応する小児救急医療体制については、傷病者に対し迅速かつ適切な医療を行うため、傷病の程度に応じ、初期（比較的軽症な救急医療）、二次（入院を要する救急医療）、三次（救命救急医療）の区分により、一般の救急医療体制と同様に体系的な整備を推進しています。

一方で、軽症であっても二次以上の救急医療機関を受診する患者が多いため、病院勤務医への過重な負担が課題となっています。また、小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して小児医療に従事する医師を確保していく必要があります。

### 今後の取組

- ア 県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を小児専門医療及び小児入院医療の拠点として位置づけ、24時間体制の小児科専門医による高度な小児救急医療や小児科領域の専門的な医療を総合的に提供できる体制を強化します。
- イ 小児救急医療体制を堅持するため、病院勤務医と開業医の連携や医療機関間での連携など地域連携体制を強化し、症状に応じた適切な医療の提供を行います。
- ウ 返還免除付きの研修資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、小児科医を確保します。
- エ 適切な受療行動に関する普及啓発や子供の急病時の相談体制の整備を行い、不要不急の救急受診の抑制や高次救急医療機関への軽症患者の集中緩和に努めます。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
特定診療科医師確保対策	特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課
病院内保育設置促進	出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。	医務課
病院勤務医が働きやすい環境づくり	お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。	医務課

子ども救急相談ダイヤル (#8000)	平日夜間及び土日・祝日の子供の急病に際し、医療機関での受診の必要性の有無や自宅での処置方法等について、看護師（必要な場合は医師）による電話相談を受け付け、保護者の不安解消や負担軽減、不要不急の救急受診の減少につなげています。	医務課
和歌山県救急医療情報センター	救急車を呼ぶほどではない急病に際し、県民からの電話照会に対して、24 時間 365 日体制で最寄りの医療機関の案内を行っています。	医務課

### 数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
小児患者が入院可能な二次医療圏数	6 医療圏	令和 5 年度	7 医療圏
子ども救急相談ダイヤル (#8000) 相談件数	8,551 件	令和 5 年度	10,500 件

## (3) 難病等長期療養児の支援

### 現状と課題

症例数も少なく、治療が長期にわたる難病や小児慢性特定疾病は、子供及び家族の経済的負担や精神的負担が大きい現状にあります。

難病等により長期に療養を必要とする児童等及びその家族が療養生活を送りながらも健やかな成長・発達の機会が保障され、地域社会において尊厳を持って生きることができるよう、保健・医療・福祉・教育の総合的な対策を推進していく必要があります。

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度では、対象疾病が平成 30（2018）年 4 月現在で 756 疾病（令和元（2019）年 7 月現在で 762 疾病）となっており、平成 31（2019）年 3 月末における医療費助成の受給者は 871 人となっています。幼少期からの慢性的な疾病により、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られることから、児童等の健全育成を図るため、医療費助成とともに自立に向けた支援が必要となります。

県では、難病等長期療養児及びその家族が不安や悩み等を気軽に相談できる専門的な窓口として、県難病・子ども保健相談支援センターを県立医科大学附属病院内に設置しています。センターは療養の長期化等により様々な不安や困難を抱える難病等長期療養児及びその家族の精神的不安などを解消し、生活の質を向上させるための相談・支援を行っています。

### 今後の取組

#### ア 小児慢性特定疾病対策の充実

小児慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、児童福祉法第 19 条の 2 の規定に基づき、医療の給付等を行っています。

また、本事業と併せ、患児の日常生活の向上を図ることを目的に、市町村が実施する日常生活用具給付事業に対する補助を実施しています。

さらに、医療機関や教育機関と連携し、児童等の自立に向けた保護者向け講演会及び相談会、ハローワーク等と連携した就労相談など、自立に向けた支援を実施します。

今後も引き続き、長期にわたり療養を必要とする児童等に対して、経済的、精神的負担軽減を図ります。

#### イ 長期療養児とその家族への相談支援の充実

難病等により長期療養中の子供たちが病気の治療を受けながら、健やかに成長・発達していくために、病気に対する周囲の理解が求められるとともに、日常生活の中で生じる不便さや将来に対する不安など個々の状況に応じた相談支援が必要です。

県難病・子ども保健相談支援センターでは、今後も医療機関、市町村や教育機関など関係機関と連携を図り、適切な支援につなげられるよう相談に応じていきます。また同じ病気を持つ子供の家族が悩みを分かり合い、情報交換などを行える「患者家族会」の活動に対して協力と支援を行います。

#### **主な関連施策**

事業	取組内容	担当課
小児慢性特定疾病医療費助成	悪性新生物などの小児慢性特定疾病に対する医療費の公費負担を実施します。	健康推進課
相談支援事業	電話や面接等により相談を実施します。	健康推進課

#### **数値目標**

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## 5 社会全体で子育てを支援する仕組みの強化

### 現状と課題

地域社会の結びつきが希薄になり、地域全体で子供を育てる力が弱くなっています。また、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報を入手することが難しい人もいます。

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を解消するために、身近な地域での相談体制を整備するとともに、県として、必要な子育て情報を素早く的確に提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、子育てに関する価値観が多様化するとともに、家庭や地域の中で子供たちと高齢者など異なる世代が交流する機会が減少しており、健全な成長に必要な体験等が不足し、基本的な生活習慣が身に付いていない子供も多く、家庭や地域の教育力の向上も必要です。

### 今後の取組

- ア 保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」を、市町村とともに推進していきます。
- イ 母子保健推進員は市町村長から委嘱された一般住民で、妊産婦期から家庭訪問活動を実施し、乳幼児健康診査の受診勧奨をはじめ早期妊娠届の勧奨や各種母子保健施策の紹介を行うなど行政と住民のパイプ役として重要な役割を果たしています。今後も、引き続き研修会を開催して母子保健推進員のスキルアップを図り、支援が必要な親子の早期発見に努めるなど、地域全体で子育てができるよう支援します。
- ウ 県内全域の子育て情報を発信するインターネットサイト「わかやま子育ての広場」の内容を充実させていきます。
- エ 子育ての不安やストレスを解消するため、「子どもと家庭のテレフォン110番」などの気軽に相談できる体制を充実します。
- オ 児童家庭支援センターにおいて、子供や家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。
- カ 子育て中の親子が気軽に楽しめる場所や子育ての楽しさを感じながら様々な情報も得ることができる機会を、地域の子育て支援団体をはじめ、企業や大学と協力して、県内各所に増やしていきます。
- キ 地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成するため、必要な知識を習得するための研修を実施します。
- ク 地域の青少年が青少年を育てる循環システムを構築する「リレー式次世代健全育成事業」など、青少年の健全育成の体制づくりを支援します。
- ケ 子育て家庭に対して、基本的な生活習慣の確立や幼児期における生活体験の重要性等について「家庭教育サポートブック」を活用した啓発を行うなど、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- コ 地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進するとともに、「共育コミュニティ」（地域学校協働本部）等と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協働体制を構築します。
- サ 子供たちが、本県の優れた歴史や自然など身近な地域の魅力に気づき、ふるさとへの愛着を高めるよう、ふるさと教育を充実します。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
地域子育て拠点	保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行います。	子ども未来課
わかやま子育ての広場	県内全域の子育て情報を発信するホームページ「わかやま子育ての広場」の内容を更に充実します。	子ども未来課
子どもと家庭のテレフォン110番	家庭や地域における児童に関するあらゆる悩みについて、電話による相談に応じ、早期に適切な援助を行います。	子ども未来課
母子保健推進員の活動支援事業	母子保健推進員活動支援会議、母子保健推進員への研修や地域住民を対象とした母子保健・健全育成住民会議等を開催します。	健康推進課
リレー式次世代健全育成事業	地域の次代を担う青少年育成の循環システムを構築します。	青少年・男女共同参画課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
母子保健推進員活動支援会議の開催	3回	令和6年度	継続

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 県の推進体制

県庁内の関係課が連携して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

#### (2) 和歌山県子ども・子育て会議

本計画に記載している子育て支援を、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、本計画の点検・評価を踏まえた改善等の提言をいただく和歌山県子ども・子育て会議を定期的に開催します。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

#### (1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

#### (2) 計画の見直し

市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行います。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。